

## 第3期

# 伊佐市子ども・子育て支援事業計画



令和7年3月

鹿児島県 伊佐市



※「こども」の表記について

こども基本法において、「こども」とは、「心身の発達の過程にある者」と定義されています。同法の基本理念として、すべてのこどもについて、その健やかな成長が図られる権利が等しく保障されること等が定められており、その期間を一定の年齢で画する事のないよう、本計画においても「こども」表記をしています。

ただし、法令に根拠がある場合や固有名詞を用いる場合、他の語との関係で「こども」表記以外の語を用いる必要がある場合は「子ども」表記を使用しています。

このため、本計画では「こども」と「子ども」の語が混在する表現になっています。

## はじめに

未来を担う子どもたちが健やかに成長することは、私たちみんなの願いです。

本市では、安心して子育てができるまちづくりの実現を目指すため、令和2年3月に「第2期伊佐市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育て支援事業の推進に取り組んでまいりました。



近年、少子化が急速に進み、子どもや親子関係に関する問題、地域のつながりの希薄化、育児不安や児童虐待の増加、さらには子どもの貧困も大きな課題となっています。

このような状況を踏まえ、継続して取り組むべき課題や新たな課題に対応するため、第2期計画の計画期間満了に伴い、このたび「第3期伊佐市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

本計画では、基本理念である「安心して生み、子育てができるまちづくり」を継承しながら、子どもをまんやかに、保護者が安心して生み子育てができるよう、社会全体で支えられる環境づくりを目指しています。家庭・地域・学校・企業・行政など社会全体が一丸となった施策を一層充実させるとともに、新たな環境づくりとして子ども第三の居場所や子育て支援センターの整備を進めてまいります。

終わりに、本計画の策定にあたりまして、ニーズ調査に御協力いただきました保護者のみなさま、パブリックコメントに御協力いただきましたみなさま、貴重な御意見・御提言をいただきました「伊佐市子ども・子育て会議」委員のみなさま、日頃より本市における子ども・子育てに御尽力をいただいているすべてのみなさまに心から感謝申し上げます。

令和7年3月

伊 佐 市 長      橋 本   欣 也



# 目 次

---

## 第1章 計画の策定にあたって

|   |                              |   |
|---|------------------------------|---|
| 1 | 計画策定の趣旨・背景                   | 1 |
| 2 | 計画の法的根拠と位置付け                 | 2 |
|   | (1) 市町村子ども・子育て支援事業計画における記載事項 | 3 |
| 3 | 計画の期間                        | 3 |
| 4 | 策定体制                         | 4 |
|   | (1) 子ども・子育て会議                | 4 |
|   | (2) ニーズ調査の実施                 | 4 |
|   | (3) パブリックコメントの実施             | 4 |
|   | (4) 計画策定の経緯                  | 4 |

## 第2章 伊佐市を取り巻く状況

|   |                                       |    |
|---|---------------------------------------|----|
| 1 | 統計資料からみる伊佐市の現状                        | 5  |
|   | (1) 人口の推移と将来推計                        | 5  |
|   | (2) 児童数の推移と将来推計                       | 6  |
|   | (3) 出生の状況                             | 7  |
|   | (4) 世帯の状況                             | 11 |
|   | (5) 就労の状況                             | 12 |
| 2 | 幼児教育・保育施設等の状況                         | 14 |
|   | (1) 特定教育・保育施設等                        | 14 |
|   | (2) 地域子ども・子育て支援事業                     | 17 |
| 3 | 子ども・子育て支援に関するニーズ調査（令和5年度実施）           | 20 |
|   | (1) 調査概要                              | 20 |
|   | (2) 調査結果概要                            | 21 |
| 4 | 第2期支援事業計画の評価                          | 35 |
|   | (1) 教育・保育の量の見込みに対する実績と確保方策の評価         | 35 |
|   | (2) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みに対する実績と確保方策の評価 | 36 |

## 第3章 計画の基本的な考え方

|   |      |    |
|---|------|----|
| 1 | 基本理念 | 41 |
| 2 | 基本方針 | 41 |

## 第4章 事業計画

|      |                                      |    |
|------|--------------------------------------|----|
| 1    | 教育・保育等の提供区域                          | 42 |
| 2    | 量の見込み及び確保方策の考え方                      | 42 |
| 3    | 幼児期の教育・保育の見込みと確保方策の考え方               | 43 |
| (1)  | 【3～5歳】1号認定及び2号認定のうち共働き等で教育の利用希望が強い家庭 | 43 |
| (2)  | 【3～5歳】2号認定（共働き等で教育の利用希望が強い家庭を除く）     | 43 |
| (3)  | 【0歳】3号認定                             | 43 |
| (4)  | 【1歳】3号認定                             | 44 |
| (5)  | 【2歳】3号認定                             | 44 |
| (6)  | 保育利用率の設定                             | 44 |
| 4    | 地域子ども・子育て支援事業の見込みと確保方策の考え方           | 45 |
| (1)  | 利用者支援事業                              | 45 |
| (2)  | 地域子育て支援拠点事業                          | 46 |
| (3)  | 妊婦健康診査                               | 46 |
| (4)  | 乳児家庭全戸訪問事業                           | 47 |
| (5)  | 養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業        | 48 |
| (6)  | 子育て短期支援事業                            | 49 |
| (7)  | 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）       | 50 |
| (8)  | 一時預かり事業                              | 51 |
| (9)  | 延長保育事業                               | 52 |
| (10) | 病児保育事業                               | 52 |
| (11) | 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）                | 53 |
| (12) | 実費徴収に係る補足給付を行う事業                     | 55 |
| (13) | 多様な事業者の参入促進・能力活用事業                   | 55 |
|      | 新規事業（14）～（19）について                    | 56 |
| (14) | 子育て世帯訪問支援事業（訪問による生活の支援）              | 56 |
| (15) | 児童育成支援拠点事業（学校や家以外の子どもの居場所支援）         | 56 |
| (16) | 親子関係形成支援事業（親子関係の構築に向けた支援）            | 57 |
| (17) | 妊婦等包括相談支援事業                          | 57 |
| (18) | 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）                | 58 |
| (19) | 産後ケア事業                               | 58 |
| 5    | 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保内容               | 59 |
| 6    | 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保内容            | 59 |

|   |                                                                |    |
|---|----------------------------------------------------------------|----|
| 7 | その他項目 .....                                                    | 60 |
|   | (1) 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設の円滑な利用の確保 .....                   | 60 |
|   | (2) こどもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の展開 .....                     | 60 |
|   | (3) 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携 .....   | 63 |
|   | (4) こどもの貧困の解消に向けた対策に関し、各種法律や社会情勢を踏まえつつ、地域の状況に応じた施策の策定と実施 ..... | 64 |
| 8 | こども未来戦略「加速化プラン」において実施する具体的な施策 .....                            | 64 |
|   | (1) ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化 .....                            | 64 |
|   | (2) 全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充 .....                              | 64 |
|   | (3) 共働き・共育での推進 .....                                           | 64 |

## 第5章 推進体制

|   |                    |    |
|---|--------------------|----|
| 1 | 計画の周知 .....        | 65 |
| 2 | 関係機関等との連携・協働 ..... | 65 |
| 3 | 計画の進捗管理 .....      | 65 |

## 資料編

|   |                        |    |
|---|------------------------|----|
| 1 | 伊佐市子ども・子育て会議条例 .....   | 66 |
| 2 | 伊佐市子ども・子育て会議委員名簿 ..... | 68 |





# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨・背景

全国的に少子化が進む中、地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加など、こどもや子育てを取り巻く環境はめまぐるしく変化しており、子育てに対する不安や負担、孤立感などが高まっています。また、近年、こどもの貧困や児童虐待、不登校、ヤングケアラーなどの問題が深刻化しています。

このような状況の中、一人ひとりのこどもが健やかに成長できる社会を実現するため、「子ども・子育て支援法」をはじめとする「子ども・子育て関連3法」を制定し、平成27年度に開始した「子ども・子育て支援新制度」では、幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に充実されることが求められています。

「子ども・子育て支援法」では、すべての市町村に「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務付けられたことから、本市においても、平成27年3月に「安心して生み、子育てができるまちづくり」を基本理念とする「伊佐市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、2期にわたって子ども・子育て支援施策の推進を図ってきました。

このたび、「第2期伊佐市子ども・子育て支援事業計画」が令和6年度で最終年度を迎えることから、本市の実情や国・県の動向等を踏まえ、各計画との整合性を図りながら、子ども・子育て支援施策を総合的かつ積極的に推進するため、「第3期伊佐市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、引き続き切れ目のない子ども・子育て支援環境の充実に取り組みます。

### ・「子ども・子育て関連3法」の概要

|                                               |                                                                             |
|-----------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|
| 子ども・子育て支援法                                    | 認定こども園、幼稚園、保育所等を通じた共通の給付及び小規模保育等への給付の創設、地域の子ども・子育て支援の充実のための措置を講ずる。          |
| 認定こども園法の一部改正法                                 | 幼保連携型認定こども園について、単一の施設として認可・指導監査等を一本化した上で、学校及び児童福祉施設としての法的な位置付けを付与する。        |
| 子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 | 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、関連法律の改正を実施する。 |

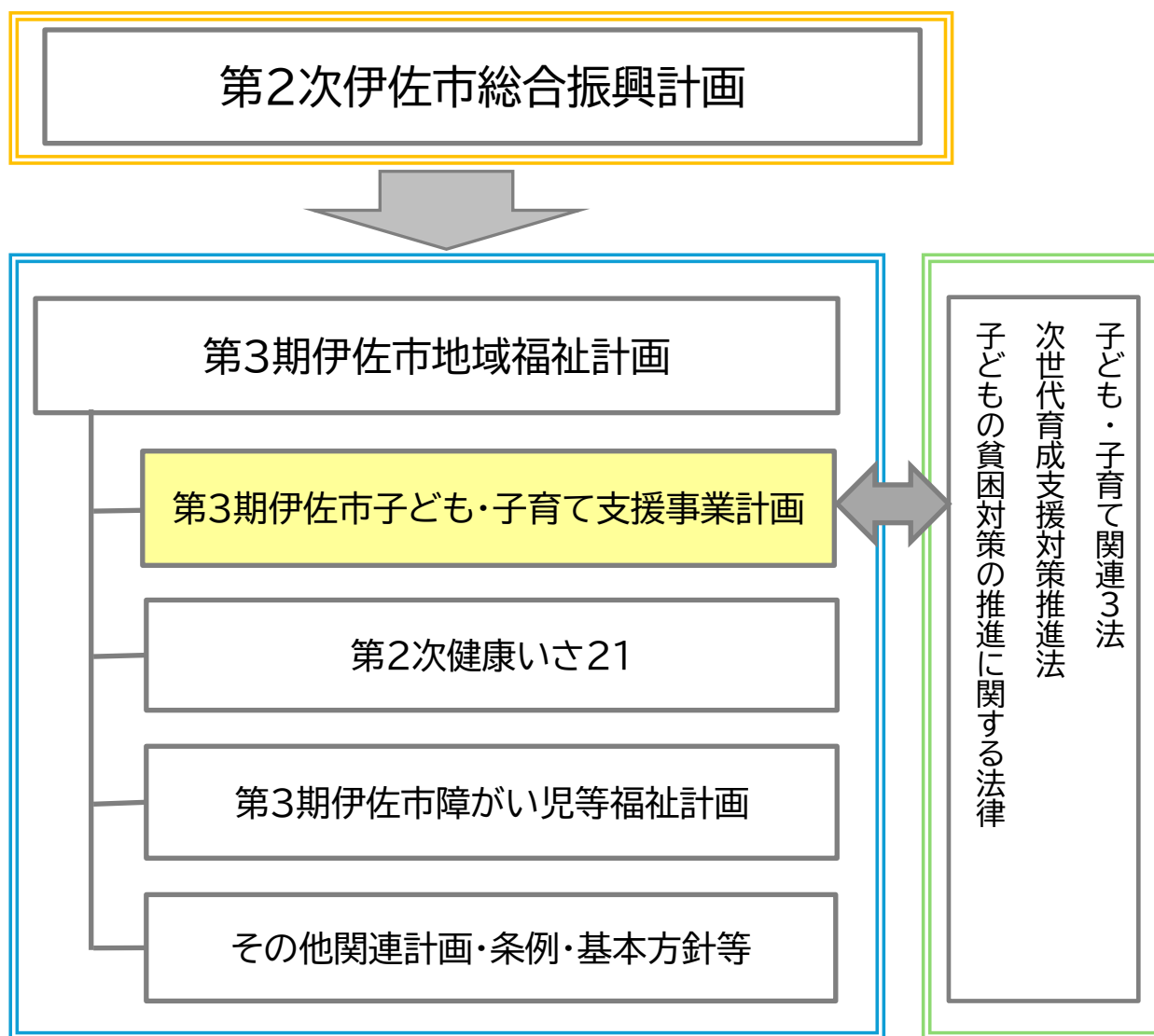
## 2 計画の法的根拠と位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものであり、「次世代育成支援対策推進法」における「市町村行動計画」の内容を含む、本市における子ども・子育てに関する指針等を定める計画です。

なお、第 2 期計画に含まれていた「新・放課後子ども総合プラン」は、令和 6 年 3 月をもって終了となりましたが、今後も引き続き計画的に放課後児童対策を推進することとしています。

また、本市のまちづくりの指針である「伊佐市総合振興計画」に対する、子ども・子育てに関する分野別計画として位置付けられるものです。

策定にあたっては、「伊佐市総合振興計画」や「伊佐市地域福祉計画」等の上位計画、「健康いさ 21」「伊佐市障がい児等福祉計画」等の関連計画等との整合性を図るとともに、子ども・子育て支援法に基づき国が示した「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に基づき、策定されたものです。



### (1) 市町村子ども・子育て支援事業計画における記載事項

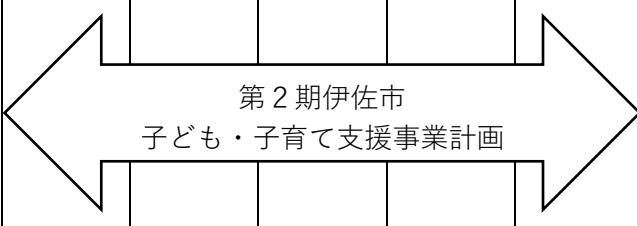
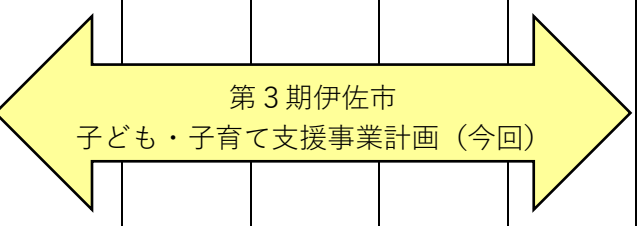
子ども・子育て支援法では、市町村に対して、「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下、基本指針）に即し、5年を1期とする市町村子ども・子育て支援事業計画を策定することを義務付けています。

基本指針においては、市町村子ども・子育て支援事業計画に記載する事項が以下のとおり、定められています。

| 基本的記載事項（必須記載事項） |                                                                    |
|-----------------|--------------------------------------------------------------------|
| 1.              | 教育・保育提供区域の設定                                                       |
| 2.              | 各年度における幼児期の教育・保育の量の見込み(参酌標準)、実施しようとする幼児期の教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期  |
| 2-1             | 各年度における幼児期の教育・保育の見込み(参酌標準)                                         |
| 2-2             | 実施しようとする幼児期の教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期                               |
| 3.              | 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み(参酌標準)、実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期 |
| 4.              | 幼児期の教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容                            |
| 任意記載事項          |                                                                    |
| 1.              | 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保                                |
| 2.              | こどもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携                           |
| 3.              | 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携                 |

## 3 計画の期間

本計画は、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とします。なお、計画期間中における社会情勢の変化や法制度の変更等に対しては柔軟に対応し、必要に応じて見直しを行うこととします。

| 令和<br>2年度                                                                                                      | 令和<br>3年度 | 令和<br>4年度 | 令和<br>5年度 | 令和<br>6年度 | 令和<br>7年度                                                                                                           | 令和<br>8年度 | 令和<br>9年度 | 令和<br>10年度 | 令和<br>11年度 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|-----------|------------|------------|
| <br>第2期伊佐市<br>子ども・子育て支援事業計画 |           |           |           |           | <br>第3期伊佐市<br>子ども・子育て支援事業計画（今回） |           |           |            |            |
|                                                                                                                |           |           |           |           |                                                                                                                     |           |           |            |            |

## 4 策定体制

### (1) 子ども・子育て会議

本計画の策定にあたっては、「子ども・子育て支援法」第 72 条の規定に基づく「伊佐市子ども・子育て会議」を開催し、市の子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項（本計画に掲げる事項）及び施策の実施状況（計画の進捗管理）について、調査・審議しました。

### (2) ニーズ調査の実施（令和 6 年 1 月～ 2 月実施）

本計画の策定にあたり、住民の子育て支援に関する生活実態や要望等を把握し、計画策定における基礎資料とすることを目的に、就学前児童・就学児童の保護者を対象としたニーズ調査を実施しました。

### (3) パブリックコメントの実施

本計画の策定にあたり、住民の意見を反映するため、パブリックコメントを実施しました。

### (4) 計画策定の経緯

計画策定までの経緯は以下のとおりです。

|                            |                                                                    |
|----------------------------|--------------------------------------------------------------------|
| 令和 6 年 1 月～ 2 月            | 子ども・子育て支援事業ニーズ調査の実施                                                |
| 令和 6 年 8 月                 | 令和 6 年度第 1 回子ども・子育て会議の開催<br>ニーズ調査結果報告<br>第 2 期計画の評価                |
| 令和 6 年 10 月                | 令和 6 年度第 2 回子ども・子育て会議の開催<br>第 3 期計画素案の検討（1 回目）<br>量の見込みについて説明      |
| 令和 6 年 11 月                | 令和 6 年度第 3 回子ども・子育て会議の開催<br>第 3 期計画素案の検討（2 回目）                     |
| 令和 6 年 12 月<br>～令和 7 年 1 月 | パブリックコメントの実施                                                       |
| 令和 7 年 2 月                 | 令和 6 年度第 4 回子ども・子育て会議の開催<br>パブリックコメント結果報告<br>パブリックコメント反映後の計画案審議・承認 |

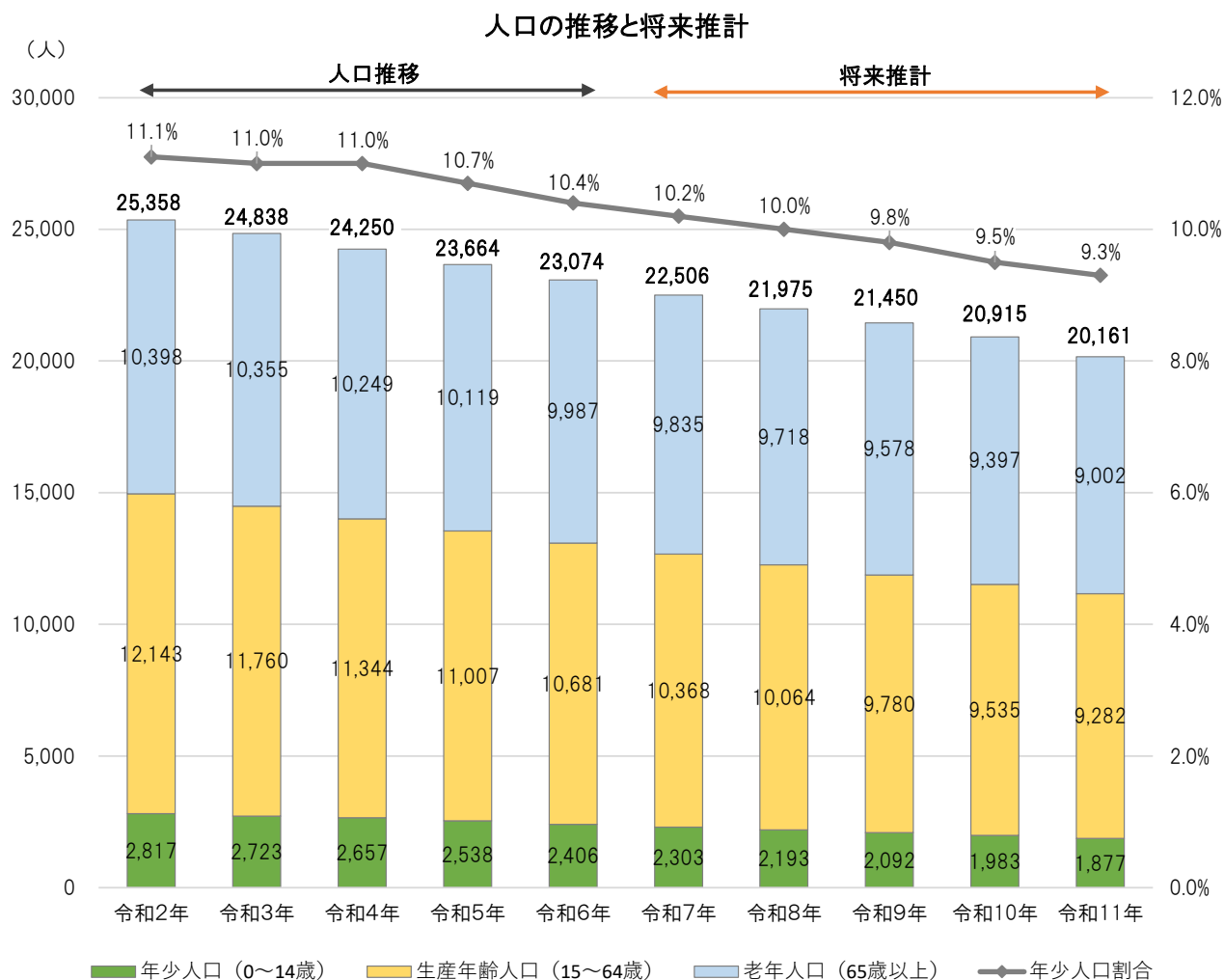
## 第2章 伊佐市を取り巻く状況

### 1 統計資料からみる伊佐市の現状

#### (1) 人口の推移と将来推計

本市の総人口は減少傾向で推移しており、令和6年では23,074人となっています。15歳未満の年少人口は2,406人で、総人口に占める割合は10.4%となっています。

今後は、年齢3区分のすべての人口減少に伴い、総人口が減少していくことが予測されています。



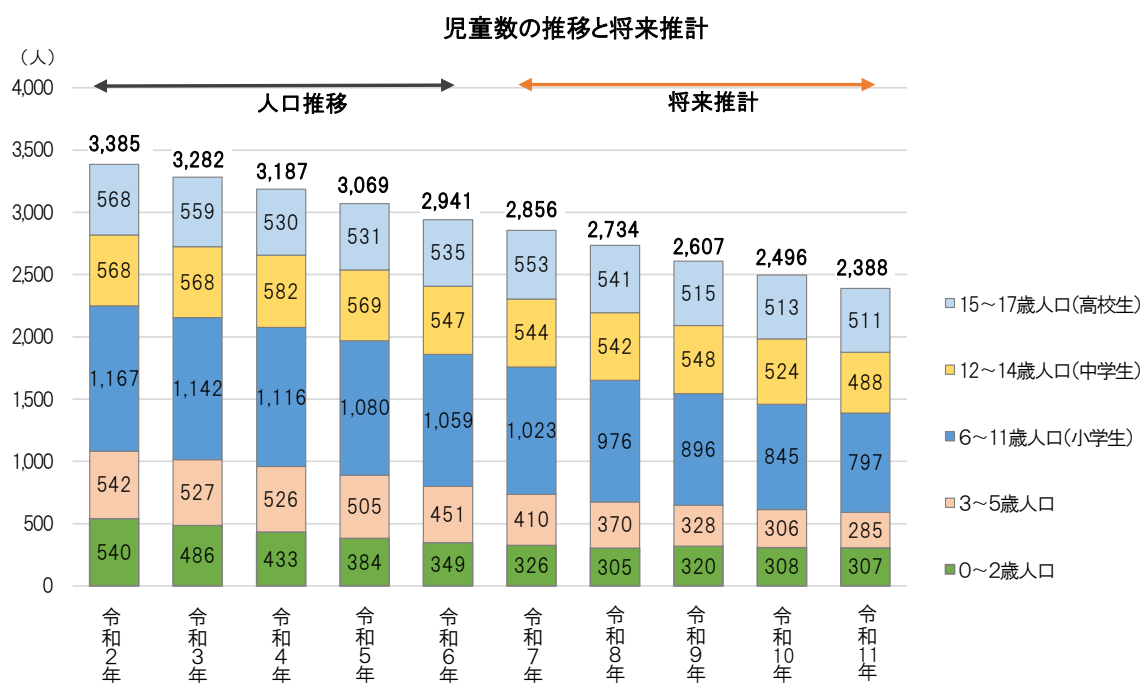
出典：令和2年～令和6年は住民基本台帳に基づく人口、令和7年以降は伊佐市独自推計。数値は各年4月1日現在

※ 1歳より上はコーホート変化率法で推計、0歳はこども女性比で推計しました。  
コーホート変化率法とは、コーホート（同時に出生した集団）について、過去における実績人口の動勢から変化率を算出し、将来もこの変化率が大きく変化しないと仮定して推計を行う方法です。また、0歳の人口は、「1歳下の人口」が存在しないため、「コーホート変化率」で推計はできないため、母親となり得る女性（15～49歳）の人口と出生率から推計する方法です。

## (2) 児童数の推移と将来推計

本市の児童数（18歳未満人口）は減少傾向で推移しており、令和6年では2,941人となっています。

今後も減少傾向が続き、令和11年には2,388人まで減少することが予測されています。



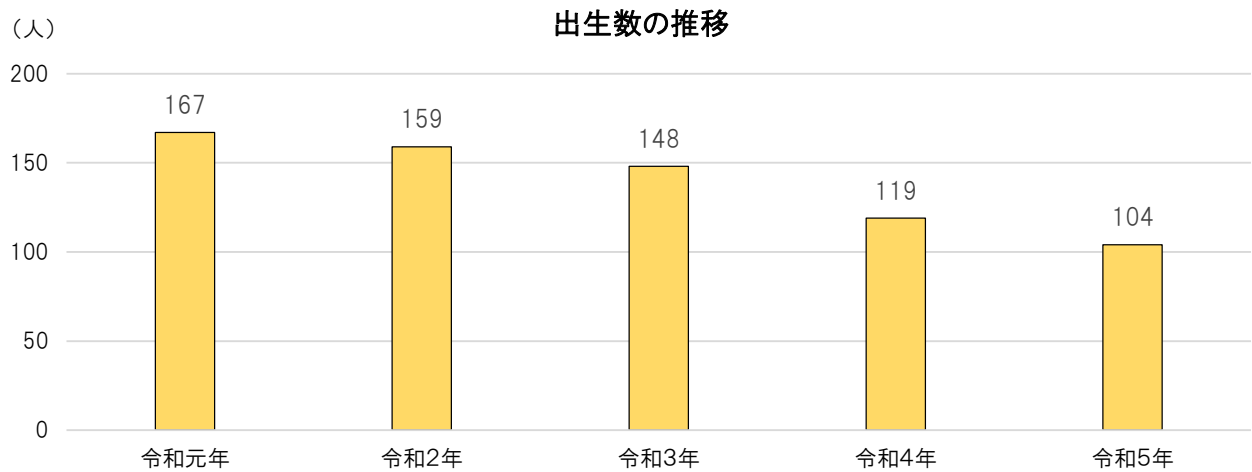
出典：令和2年～令和6年は住民基本台帳に基づく人口、令和7年以降は伊佐市独自推計。数値は各年4月1日現在



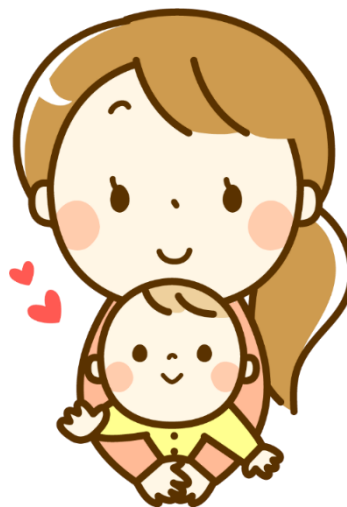
### (3) 出生の状況

#### ① 出生数の推移

本市の出生数は、減少傾向にあります。



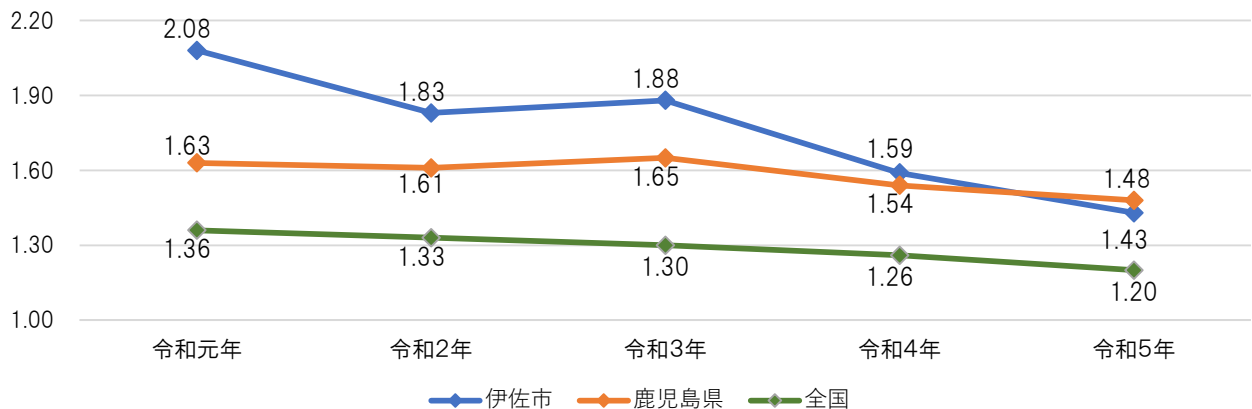
出典：厚生労働省「人口動態調査」



## ② 合計特殊出生率の状況

1人の女性が生涯に出産する子どもの数を示す合計特殊出生率（15～49歳の女性の年齢別出生率を合計したもの）は、国や県と比較すると高い水準で推移していますが、減少傾向にあります。令和4年から大きく減少しており、令和5年には鹿児島県より低くなっています。

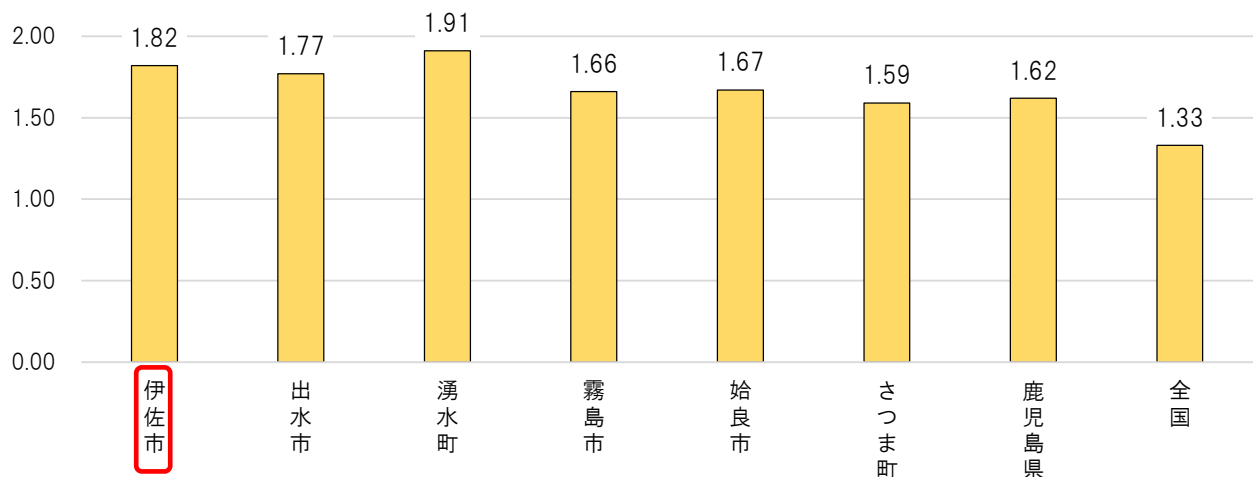
合計特殊出生率の状況



出典：国・県の数値は厚生労働省「人口動態調査」。令和5年の伊佐市の数値は厚生労働省「人口動態調査」を用いて独自に算出

## ③ 周辺自治体等との合計特殊出生率比較

＜周辺自治体等との合計特殊出生率比較＞  
(平成30年～令和4年)

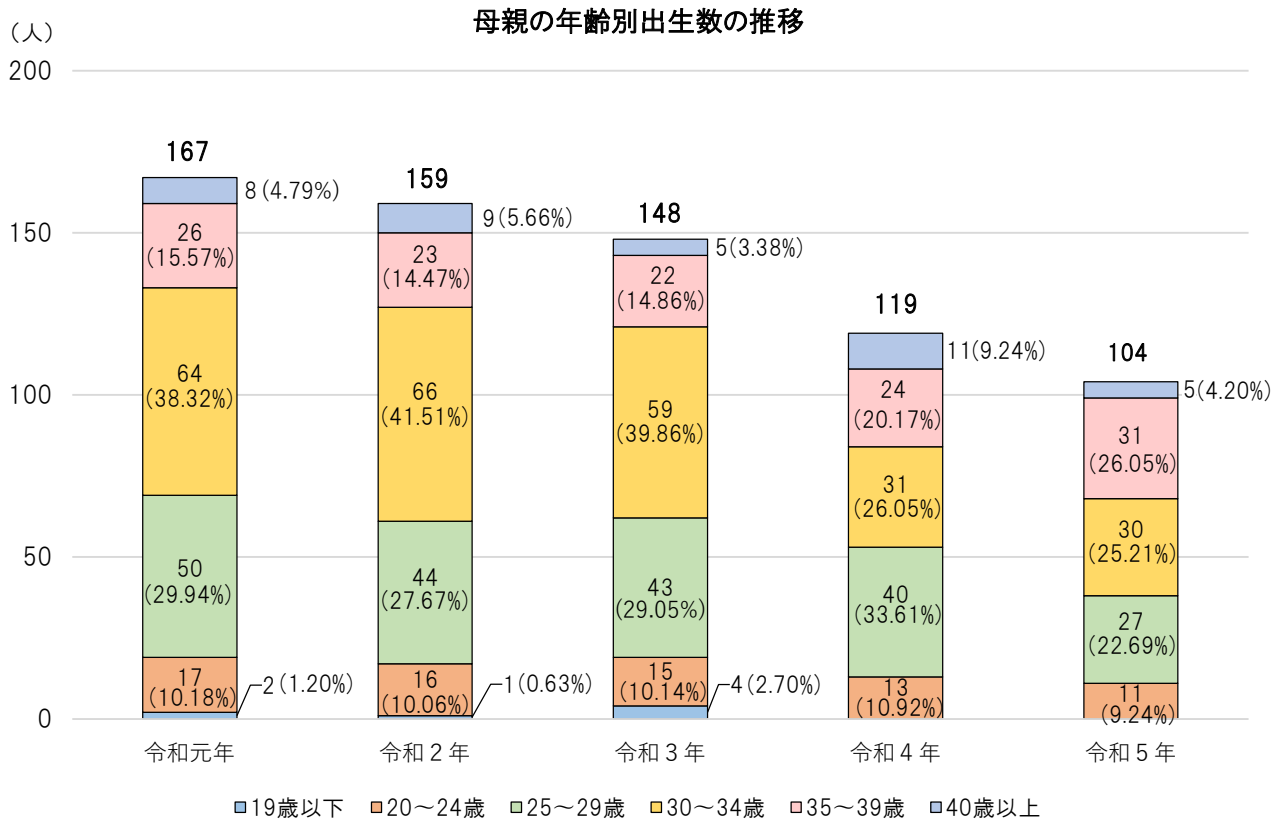


出典：厚生労働省「人口動態統計特殊報告（市町村別統計）」より。数値は平成30年～令和4年の平均値。



#### ④ 母親の年齢別出生数の推移

本市の出生数を母親の年齢別にみると、令和4年までは25～34歳が全体の6割を超えていますが、令和5年度は35～39歳が最も多くなっています。



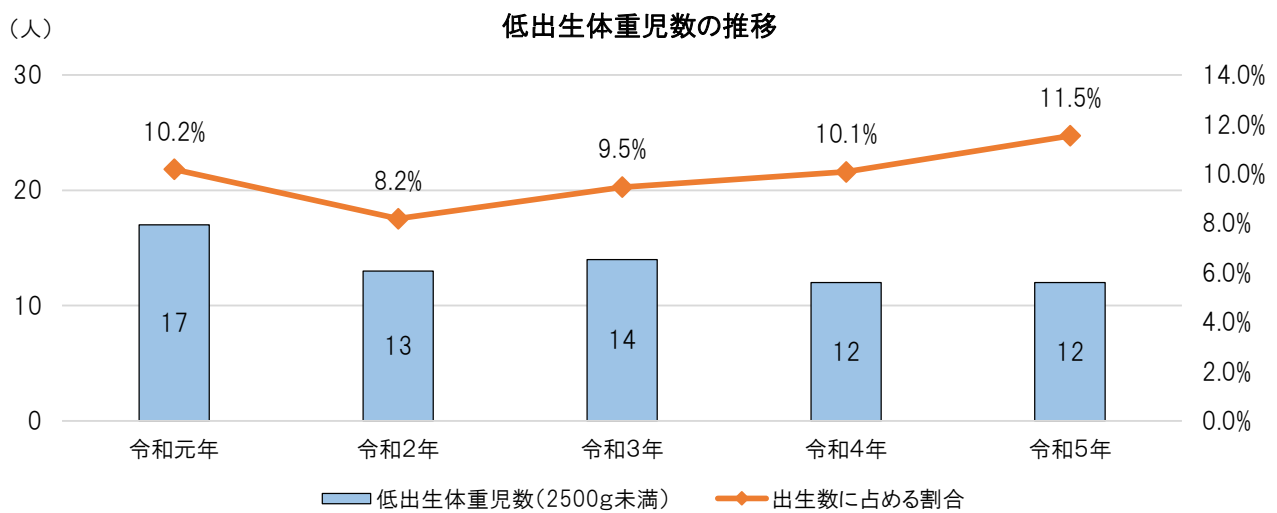
出典：厚生労働省「人口動態調査」

## ⑤ 低出生体重児数の推移

低出生体重児とは、出生体重が2,500g未満の新生児のことで、身体の発育が未熟のまま出生したことにより、合併症や感染症にかかりやすい等の特徴があります。

高齢妊娠や若年妊娠、喫煙、飲酒、過度なダイエットによる低栄養状態が低出生体重児を出産するリスクを高めるとされています。

本市における低出生体重児の出生数に占める割合は上昇傾向にあります。

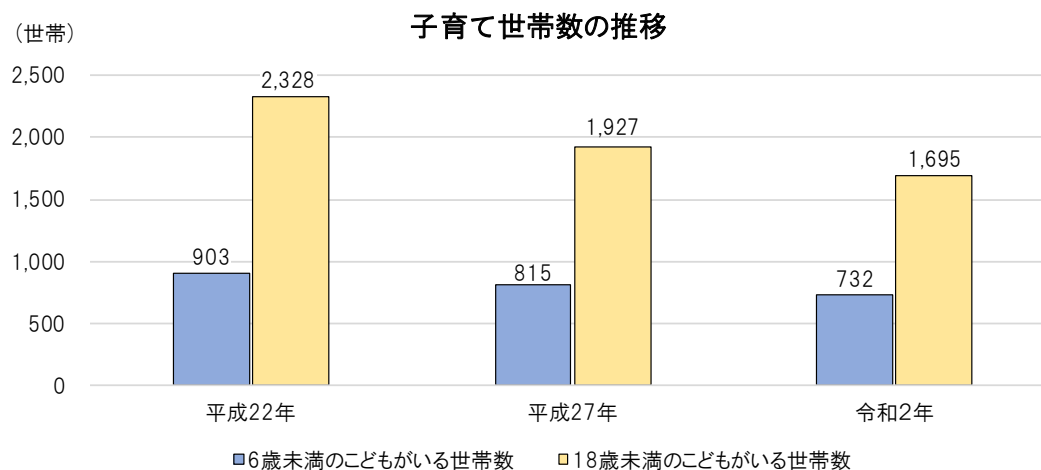


出典：厚生労働省「人口動態調査」

## （４）世帯の状況

### ① 子育て世帯数の推移

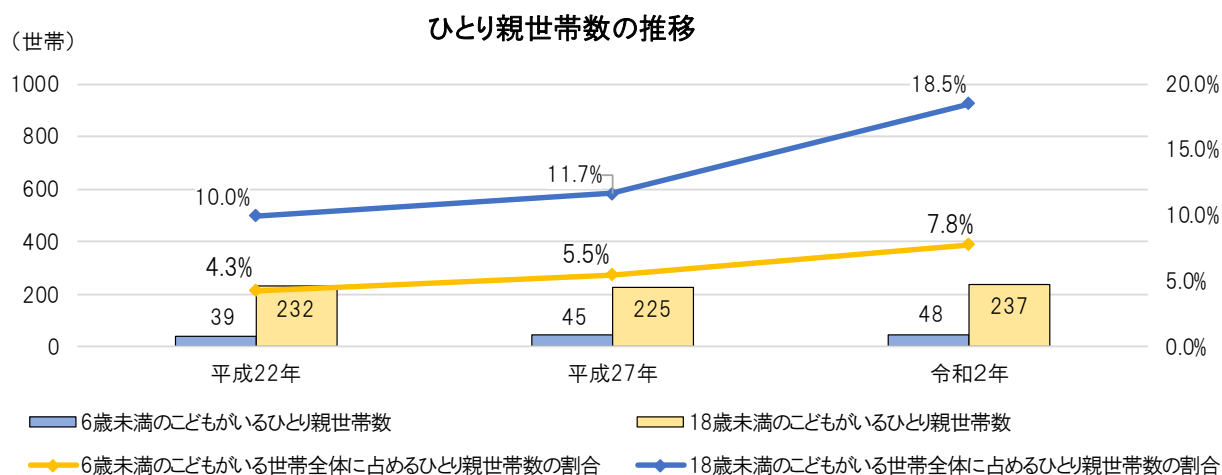
本市のこどもがいる世帯数は、減少傾向で推移しており、令和２年の６歳未満のこどもがいる世帯は 732 世帯で、18 歳未満のこどもがいる世帯は 1,695 世帯となっています。



出典：総務省「国勢調査」

### ② ひとり親世帯数の推移

本市のひとり親世帯は、６歳未満のこどもがいる世帯は 48 世帯、18 歳未満のこどもがいる世帯は 237 世帯となっています。18 歳未満のこどもがいるひとり親世帯の割合は大きく上昇傾向にあります。



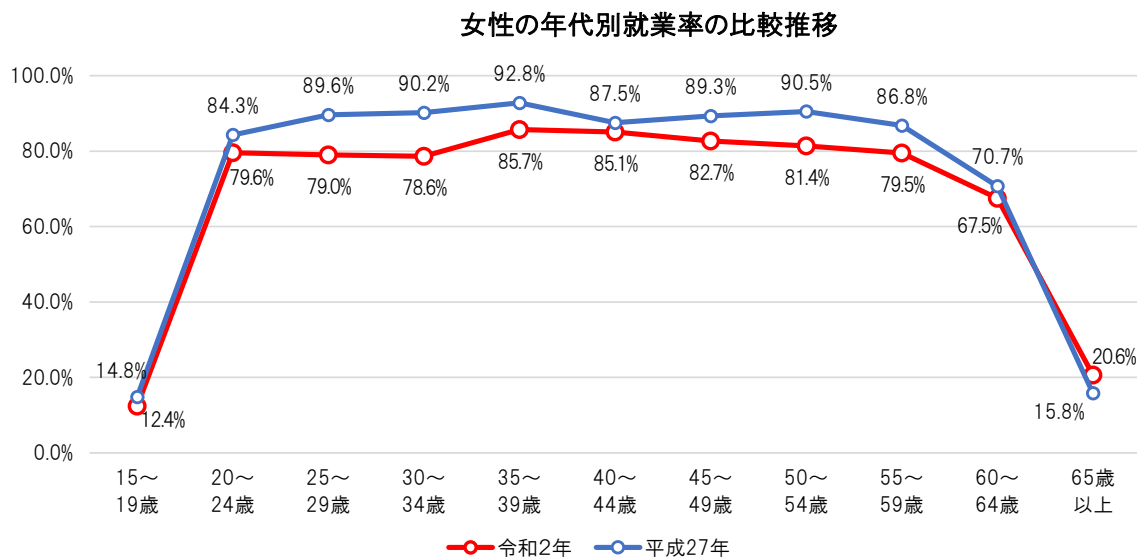
出典：総務省「国勢調査」

## （５）就労の状況

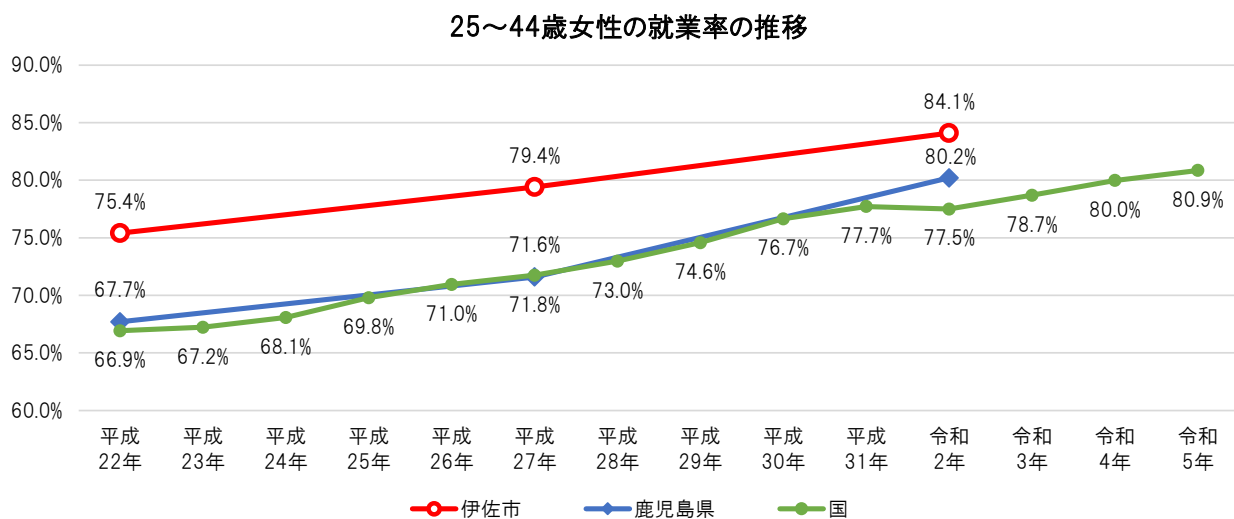
### ① 女性の就労状況

本市の女性の就業率は、65 歳以上を除くすべての年齢で平成 27 年の国勢調査より低くなっています。

子育て世代である 25～44 歳女性の就業率は上昇傾向にあり、国や県の値を上回っています。



出典：総務省「国勢調査」

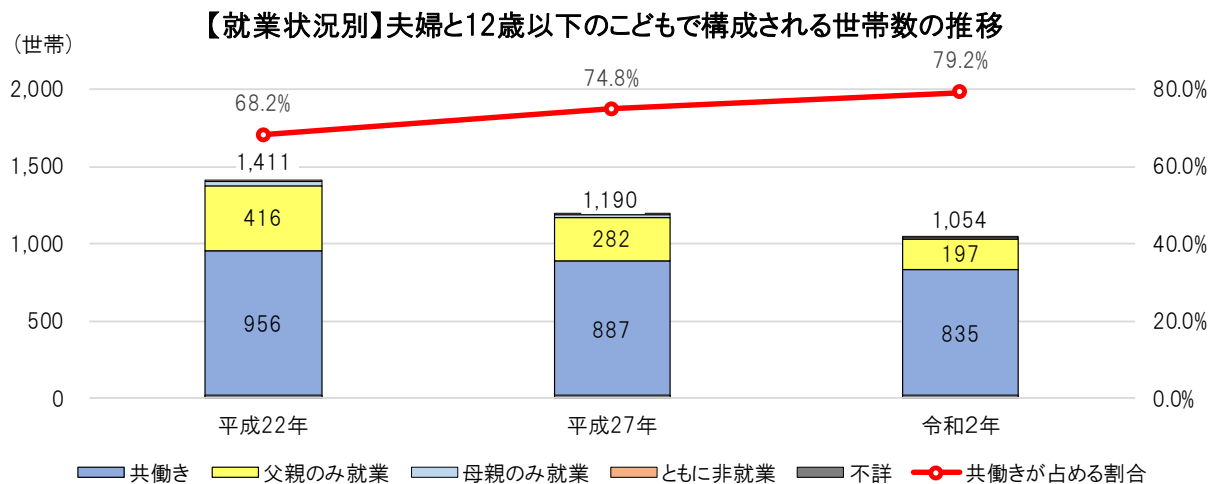


出典：国の値は「労働力調査（基本集計）」、伊佐市及び鹿児島県の値は総務省「国勢調査」

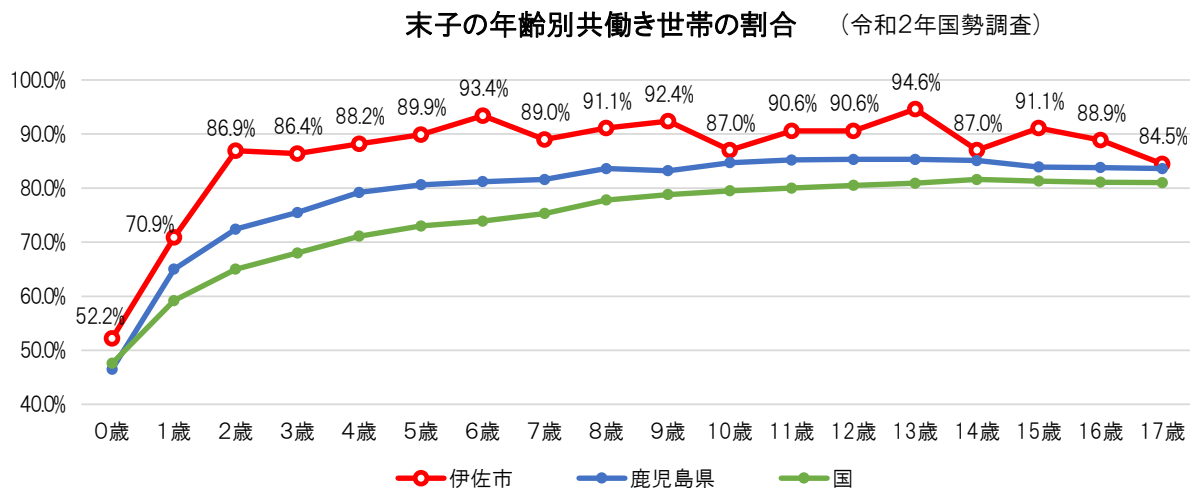
## ② 共働き世帯の状況

本市の夫婦と12歳以下の子どもで構成される世帯数は、減少傾向にあるものの、共働き世帯が占める割合は、上昇傾向にあります。

共働き世帯の割合を末子の年齢別にみると、すべての年齢で、国と県を上回っています。



出典：総務省「国勢調査」



出典：総務省「国勢調査」

## 2 幼児教育・保育施設等の状況

### (1) 特定教育・保育施設等

幼児期の教育と保育の必要性のあるこどもへの保育について、認定こども園、幼稚園（市より施設型給付費に係る施設として確認を受けた幼稚園）、保育所等の特定教育・保育施設、小規模保育等の特定地域型保育事業を利用する場合、子どものための教育・保育給付の対象となります。

#### ① 保育園・認定こども園・幼稚園の施設数・定員・利用状況

##### ・認可保育所

(単位：人)

| 施設名   | 区分 | 利用児童数 |     |     |     |     |     | R 6 |        |
|-------|----|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|--------|
|       |    | R 1   | R 2 | R 3 | R 4 | R 5 | R 6 | 定員  | 充足率    |
| 山野保育園 | 保育 | 18    | 18  | 21  | 14  | 16  | 14  | 20  | 70.00% |
| 羽月保育園 | 保育 | 88    | 84  | 80  | 73  | 65  | 60  | 70  | 85.71% |
| 計     |    | 106   | 102 | 101 | 87  | 81  | 74  | 90  | 82.22% |

##### ・認定こども園（幼保連携型）

(単位：人)

| 施設名                          | 区分 | 利用児童数 |     |     |     |     |     | R 6 |         |
|------------------------------|----|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|---------|
|                              |    | R 1   | R 2 | R 3 | R 4 | R 5 | R 6 | 定員  | 充足率     |
| 大口さくらこども園                    | 教育 | —     | —   | 9   | 12  | 9   | 16  | 15  | 106.67% |
|                              | 保育 | 62    | 64  | 57  | 54  | 59  | 48  | 50  | 96.00%  |
| さくらの里こども園                    | 教育 | —     | —   | 13  | 13  | 14  | 13  | 15  | 86.67%  |
|                              | 保育 | 63    | 72  | 60  | 54  | 68  | 59  | 60  | 98.33%  |
| あゆみ未来こども園                    | 教育 | —     | —   | 3   | 6   | 5   | 4   | 10  | 40.00%  |
|                              | 保育 | 61    | 63  | 52  | 47  | 49  | 41  | 50  | 82.00%  |
| みどり認定こども園                    | 教育 | —     | —   | 2   | 9   | 6   | 3   | 10  | 30.00%  |
|                              | 保育 | 125   | 115 | 101 | 92  | 78  | 83  | 90  | 92.22%  |
| ひまわり認定こども園<br>(みどり認定こども園・分園) | 教育 | —     | —   | 3   | 4   | 7   | 6   | 5   | 120.00% |
|                              | 保育 | 67    | 64  | 53  | 50  | 43  | 37  | 40  | 92.50%  |
| こうようこども園                     | 教育 | —     | —   | 1   | 3   | 2   | 0   | 5   | —       |
|                              | 保育 | 29    | 29  | 27  | 23  | 24  | 25  | 30  | 83.33%  |
| 本城こども園                       | 教育 | —     | —   | 1   | 4   | 7   | 4   | 5   | 80.00%  |
|                              | 保育 | 56    | 56  | 56  | 51  | 47  | 39  | 50  | 78.00%  |
| 田中認定こども園                     | 教育 | —     | —   | 4   | 7   | 2   | 6   | 10  | 60.00%  |
|                              | 保育 | 48    | 56  | 52  | 53  | 50  | 36  | 55  | 65.45%  |
| 大口幼稚園                        | 教育 | 42    | 40  | 31  | 34  | 15  | 13  | 15  | 86.67%  |
|                              | 保育 | 43    | 58  | 61  | 55  | 48  | 43  | 60  | 71.67%  |
| 計                            | 教育 | 42    | 40  | 67  | 92  | 67  | 65  | 90  | 72.22%  |
|                              | 保育 | 554   | 577 | 519 | 479 | 466 | 411 | 485 | 84.74%  |

・認定こども園（保育所型）

（単位：人）

| 施設名       | 区分 | 利用児童数 |     |     |     |     |     | R 6 |        |
|-----------|----|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|--------|
|           |    | R 1   | R 2 | R 3 | R 4 | R 5 | R 6 | 定員  | 充足率    |
| 慈光保育園     | 教育 | 4     | 3   | 4   | 2   | 1   | 1   | 5   | 20.00% |
|           | 保育 | 55    | 52  | 54  | 46  | 40  | 47  | 50  | 94.00% |
| 明德寺森のこども園 | 教育 | －     | －   | －   | －   | －   | 0   | 5   | －      |
|           | 保育 | 59    | 54  | 50  | 44  | 47  | 44  | 45  | 97.78% |
| 湯之尾こども園   | 教育 | －     | －   | －   | －   | －   | 1   | 5   | 20.00% |
|           | 保育 | 41    | 36  | 35  | 29  | 23  | 20  | 30  | 66.67% |
| 計         | 教育 | 4     | 3   | 4   | 2   | 1   | 2   | 15  | 13.33% |
|           | 保育 | 155   | 142 | 139 | 119 | 110 | 111 | 125 | 88.80% |

・幼稚園

（単位：人）

| 施設名      | 区分 | 利用児童数 |     |     |     |     |     | R 6 |        |
|----------|----|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|--------|
|          |    | R 1   | R 2 | R 3 | R 4 | R 5 | R 6 | 定員  | 充足率    |
| 公立 本城幼稚園 | 教育 | 19    | 16  | 14  | 9   | 9   | 5   | 30  | 16.67% |

・合計

（単位：人）

|                    | 利用児童数 |     |     |     |     |     | R 6 |        |
|--------------------|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|--------|
|                    | R 1   | R 2 | R 3 | R 4 | R 5 | R 6 | 定員  | 充足率    |
| 認可保育所（認定こども園保育含む）計 | 815   | 821 | 759 | 685 | 657 | 596 | 700 | 85.14% |
| 幼稚園（認定こども園教育含む）計   | 65    | 59  | 85  | 103 | 77  | 72  | 135 | 53.33% |

※各定員と認可保育所の利用児童数 こども課調べ 各年５月１日現在  
 認定こども園・幼稚園の利用児童数 学校基本調査 各年５月１日現在  
 充足率は令和６年５月の定員に対する令和６年５月の利用児童数の割合

・就学前児童の保育園、認定こども園、幼稚園の利用率

|                      | 単位 | R 1   | R 2   | R 3   | R 4   | R 5   | R 6   |
|----------------------|----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 就学前児童人口（住基データ４月１日現在） | 人  | 1,097 | 1,082 | 1,013 | 959   | 889   | 800   |
| 認可保育所（認定こども園保育含む）利用率 | %  | 74.29 | 75.87 | 74.93 | 71.43 | 73.90 | 74.50 |
| 幼稚園（認定こども園教育含む）利用率   | %  | 5.93  | 5.45  | 8.39  | 10.74 | 8.66  | 9.00  |

※利用率は各年の就学前児童人口に対する利用児童数の割合

## ② 特定地域型保育

|         |                                               |
|---------|-----------------------------------------------|
| 家庭的保育   | 家庭的な雰囲気のもとで、少人数（定員 1～5 人）を対象にきめ細やかな保育を行う      |
| 小規模保育   | 少人数（定員 6～19 人）を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細やかな保育を行う |
| 事業所内保育  | 会社等事業所の保育施設等で、従業員のこどもと地域のこどもと一緒に保育を行う         |
| 居宅訪問型保育 | 障害・疾患等で個別なケアが必要な場合等、児童の自宅で 1 対 1 の保育を行う       |

## ③ 施設等利用給付対象施設

|                 |                                                                                                             |
|-----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 幼稚園<br>（従来型）    | 小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う施設（市より施設型給付費に係る施設として確認を受けずに従来通り運営を行う幼稚園）                                         |
| 特別支援学校<br>（幼稚部） | 障がいのあるこどもの自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、こども一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う |
| 預かり保育事業         | 幼稚園の教育標準時間前後に、こどもを預けたい希望がある家庭に対して保育を提供する事業                                                                  |
| 認可外保育施設等        | 認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）                                                       |

※現在、本市内には企業が従業員のための保育施設を設置・運営し、「地域枠」として地域のこどもも受け入れる事業（企業主導型保育事業）もあります。



## (2) 地域子ども・子育て支援事業

### ① 利用者支援事業

|                          |                                              |
|--------------------------|----------------------------------------------|
| 伊佐市トータルサポートセンター          | 大口上町 34 番地 1                                 |
| 伊佐市大口子育て支援センター<br>ルピナス   | 大口下殿 1678 番地 10<br>(伊佐市総合交流拠点施設 e-Ga なんちゅう内) |
| 伊佐市菱刈子育て支援センター<br>まむさるーん | 菱刈前目 711 番地 1 (まごし館内)                        |

### ② 地域子育て支援拠点事業

|                          |                                              |
|--------------------------|----------------------------------------------|
| 伊佐市大口子育て支援センター<br>ルピナス   | 大口下殿 1678 番地 10<br>(伊佐市総合交流拠点施設 e-Ga なんちゅう内) |
| 伊佐市菱刈子育て支援センター<br>まむさるーん | 菱刈前目 711 番地 1 (まごし館内)                        |

### ③ 子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)

|                        |                                              |
|------------------------|----------------------------------------------|
| 伊佐市大口子育て支援センター<br>ルピナス | 大口下殿 1678 番地 10<br>(伊佐市総合交流拠点施設 e-Ga なんちゅう内) |
|------------------------|----------------------------------------------|

### ④ 一時保育・延長保育を実施している施設

| 名称                    | 一時保育 | 延長保育 |
|-----------------------|------|------|
| 山野保育園                 | ○    | ○    |
| 羽月保育園                 | ○    | ○    |
| 大口さくらこども園             | ○    |      |
| さくらの里こども園             | ○    |      |
| あゆみ未来こども園             | ○    |      |
| みどり認定こども園             | ○    | ○    |
| ひまわり保育園<br>(みどり保育園分園) | ○    | ○    |
| こうようこども園              | ○    | ○    |
| 本城こども園                | ○    | ○    |
| 田中認定こども園              | ○    | ○    |
| 大口幼稚園                 | ○    | ○    |
| 慈光保育園                 | ○    | ○    |
| 明德寺森のこども園             | ○    | ○    |
| 湯之尾こども園               | ○    | ○    |

令和 6 年 4 月 1 日現在

⑤ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の施設数・定員・利用状況

(単位：人)

| 施設名       | 支援<br>単位 | 利用児童数 |     |     |     |     | R 6 |         |
|-----------|----------|-------|-----|-----|-----|-----|-----|---------|
|           |          | R 2   | R 3 | R 4 | R 5 | R 6 | 定員  | 充足率     |
| ふれあい児童クラブ | 2        | 93    | 109 | 88  | 80  | 85  | 94  | 90.43%  |
| 羽月児童クラブ   | 1        | 36    | 17  | 16  | 26  | 31  | 39  | 79.49%  |
| 山野児童クラブ   | 1        | 26    | 26  | 11  | 12  | 11  | 32  | 34.38%  |
| 平出水児童クラブ  | 1        | 11    | 13  | 19  | 20  | 21  | 40  | 52.50%  |
| 牛尾児童クラブ   | 1        | 10    | 14  | 9   | 12  | 11  | 30  | 36.67%  |
| 羽月西児童クラブ  | 1        | 12    | 14  | 10  | 10  | 10  | 40  | 25.00%  |
| 大口東児童クラブ  | 1        | 48    | 52  | 44  | 49  | 45  | 50  | 90.00%  |
| 曾木児童クラブ   | 1        | 14    | 20  | 26  | 31  | 35  | 38  | 92.11%  |
| 針持児童クラブ   | 1        | 20    | 16  | 16  | 13  | 7   | 19  | 36.84%  |
| 勝蓮寺児童クラブ  | 1        | 22    | 43  | 40  | 30  | 40  | 42  | 95.24%  |
| 田中児童クラブ   | 1        | 29    | 31  | 26  | 32  | 35  | 30  | 116.67% |
| 湯之尾児童クラブ  | 1        | 16    | 30  | 21  | 25  | 24  | 30  | 80.00%  |
| 本城児童クラブ   | 1        | 28    | 31  | 33  | 41  | 39  | 30  | 130.00% |
| 13 か所 計   | 14       | 365   | 416 | 359 | 381 | 394 | 514 | 76.65%  |

※放課後児童クラブの定員と利用児童数 こども課調べ 各年4月1日現在  
充足率は令和6年4月の定員に対する令和6年4月の利用児童数の割合

・学年別利用児童数

(単位：人)

| 施設名       | 学校区 | 1 学年 | 2 学年 | 3 学年 | 4 学年 | 5 学年 | 6 学年 | 総計  |
|-----------|-----|------|------|------|------|------|------|-----|
| ふれあい児童クラブ | 大口  | 34   | 20   | 19   | 7    | 5    | 0    | 85  |
| 羽月児童クラブ   | 羽月  | 9    | 11   | 2    | 5    | 3    | 1    | 31  |
| 山野児童クラブ   | 山野  | 1    | 2    | 4    | 3    | 1    | 0    | 11  |
| 平出水児童クラブ  | 平出水 | 3    | 4    | 5    | 2    | 5    | 2    | 21  |
| 牛尾児童クラブ   | 牛尾  | 3    | 2    | 2    | 2    | 2    | 0    | 11  |
| 羽月西児童クラブ  | 羽月西 | 2    | 0    | 2    | 2    | 3    | 1    | 10  |
| 大口東児童クラブ  | 大口東 | 11   | 9    | 8    | 9    | 4    | 4    | 45  |
| 曾木児童クラブ   | 曾木  | 8    | 7    | 5    | 6    | 4    | 5    | 35  |
| 針持児童クラブ   | 針持  | 1    | 0    | 1    | 1    | 1    | 3    | 7   |
| 勝蓮寺児童クラブ  | 菱刈  | 6    | 12   | 8    | 10   | 1    | 3    | 40  |
| 田中児童クラブ   | 田中  | 12   | 13   | 7    | 1    | 1    | 1    | 35  |
| 湯之尾児童クラブ  | 湯之尾 | 4    | 8    | 4    | 4    | 4    | 0    | 24  |
| 本城児童クラブ   | 本城  | 7    | 5    | 8    | 2    | 10   | 7    | 39  |
| 計         |     | 101  | 93   | 75   | 54   | 44   | 27   | 394 |

・令和 6 年 4 月時点の学年別利用率

|             | 単位 | 1 学年  | 2 学年  | 3 学年  | 4 学年  | 5 学年  | 6 学年  | 総計    |
|-------------|----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 小学校児童数（人）   | 人  | 195   | 132   | 189   | 188   | 206   | 191   | 1,101 |
| 放課後児童クラブ利用率 | %  | 51.79 | 70.45 | 39.68 | 28.72 | 21.36 | 14.14 | 35.79 |

※放課後児童クラブの定員と利用児童数 こども課調べ 令和 6 年 4 月 1 日現在  
 小学校児童数 学校基本調査 令和 6 年 5 月 1 日現在

### 3 子ども・子育て支援に関するニーズ調査(令和5年度実施)

#### (1) 調査概要

##### 1. 調査目的

住民の子育て支援に関する生活実態等を把握し、「第3期子ども・子育て支援事業計画策定」のための基礎資料とすることを目的としました。

##### 2. 調査対象者

市内に居住する就学前児童及び就学児童 800 人の保護者

##### 3. 調査期間

令和6年1月～2月

##### 4. 調査方法、回収結果

| 調査種別  | 就学前児童調査                   |                | 就学児童調査              |
|-------|---------------------------|----------------|---------------------|
| 調査対象者 | 認定こども園・認可保育所を利用している児童の保護者 | 左記以外の就学前児童の保護者 | 小学校低学年（1年生～3年生）の保護者 |
| 調査方法  | 利用先事業所による直接配布・回収          | 郵送配布・回収        | 郵送配布・回収             |
| 配布数   | 440 件                     | 100 件          | 260 件               |
| 回収数   | 289 件                     | 49 件           | 130 件               |
| 回収率   | 66.0%                     | 49.0%          | 50.0%               |

##### 5. 調査結果利用上の注意

回答率は百分比の小数点第2位を四捨五入しているため、合計が 100%にならない場合があります。また、2つ以上の回答（複数回答）を可とする設問の場合、その回答比率の合計は原則として 100%を超えます。

グラフ中における「n」は、各設問の回答者数のことです。

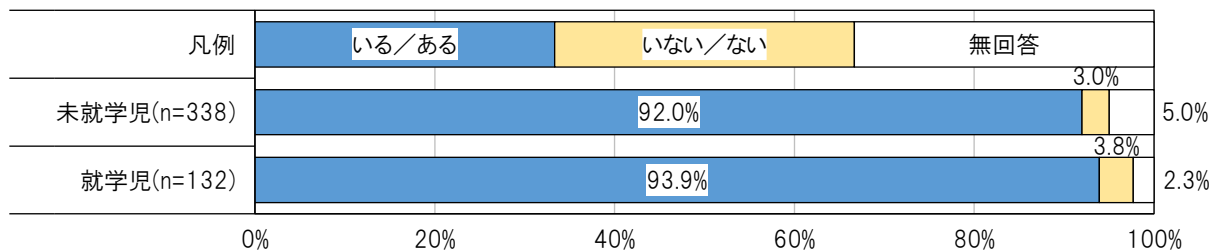
## (2) 調査結果概要

### 1. 相談や支援に関する環境

#### ◆子育て（教育を含む）をする上で、気軽に相談できる人や場所の有無

未就学児、就学児ともに9割以上が「いる／ある」と回答している一方、「いない／ない」と回答した割合も一定数存在しています。気軽に相談できる場所づくりやその周知等が求められていると考えられます。

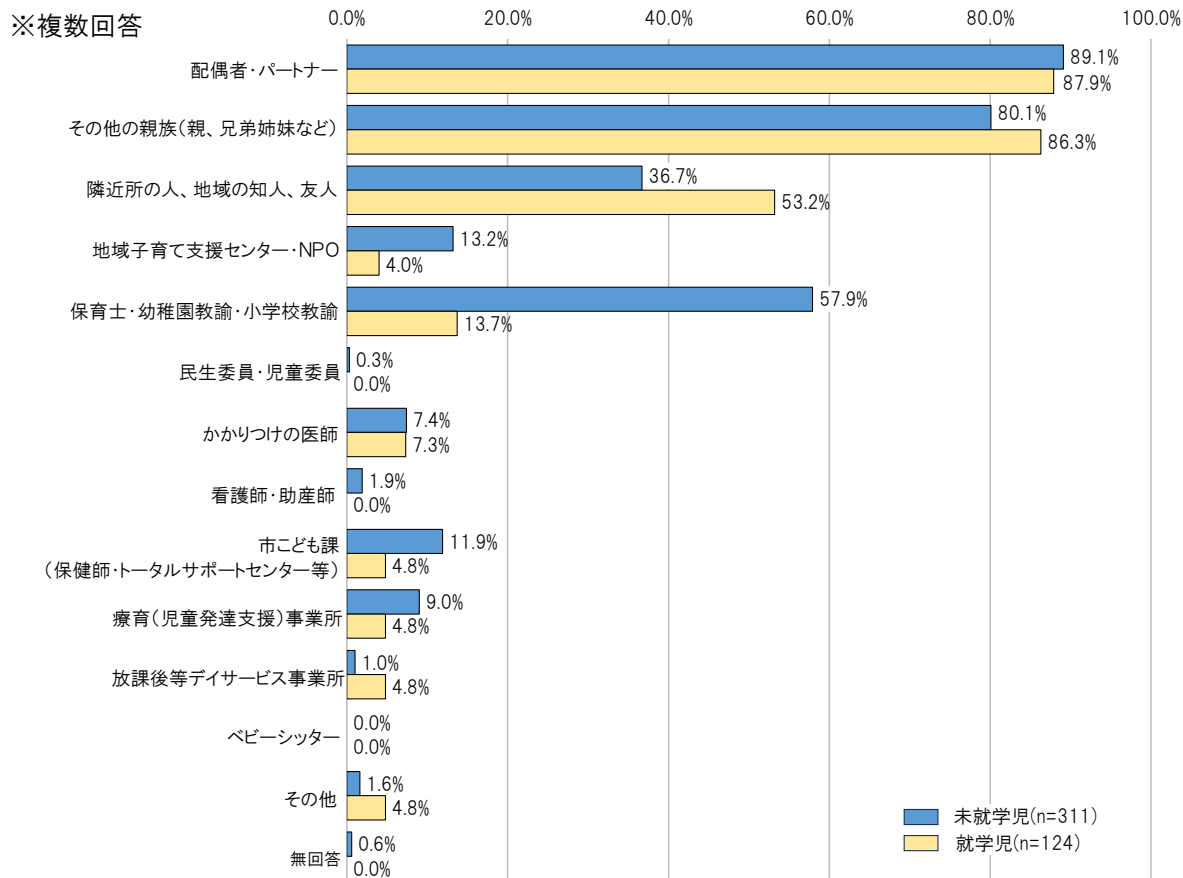
・未就学児調査、就学児調査



#### ◆子育てに関して気軽に相談できる人や場所

「配偶者・パートナー」や「その他の親族（親・兄弟姉妹など）」、「友人や知人」の割合が多くなっています。未就学児では、「保育士・幼稚園教諭」と回答した割合も多くなっています。

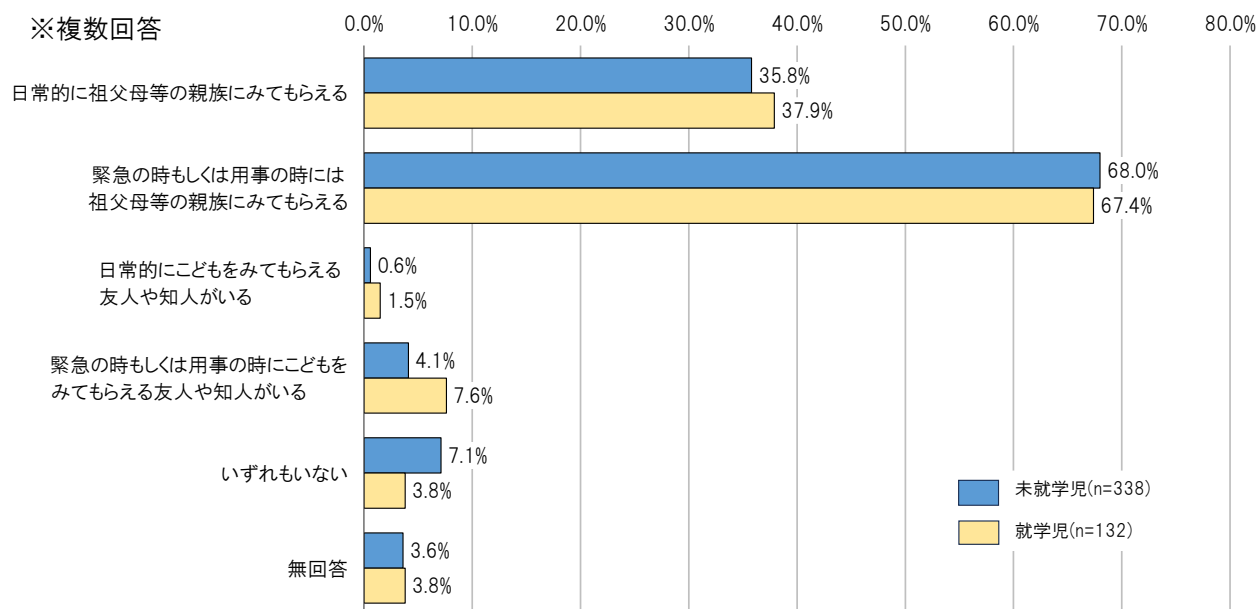
・未就学児調査、就学児調査



### ◆日頃、お子さんをみてもらえる親族や知人の有無

未就学児・就学児ともに「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が最も多くなっています。一方、未就学児では「いずれもない」とした割合が7.1%となっており、保育サービス等による支援が必要な世帯が存在していると考えられます。

・未就学児調査、就学児調査

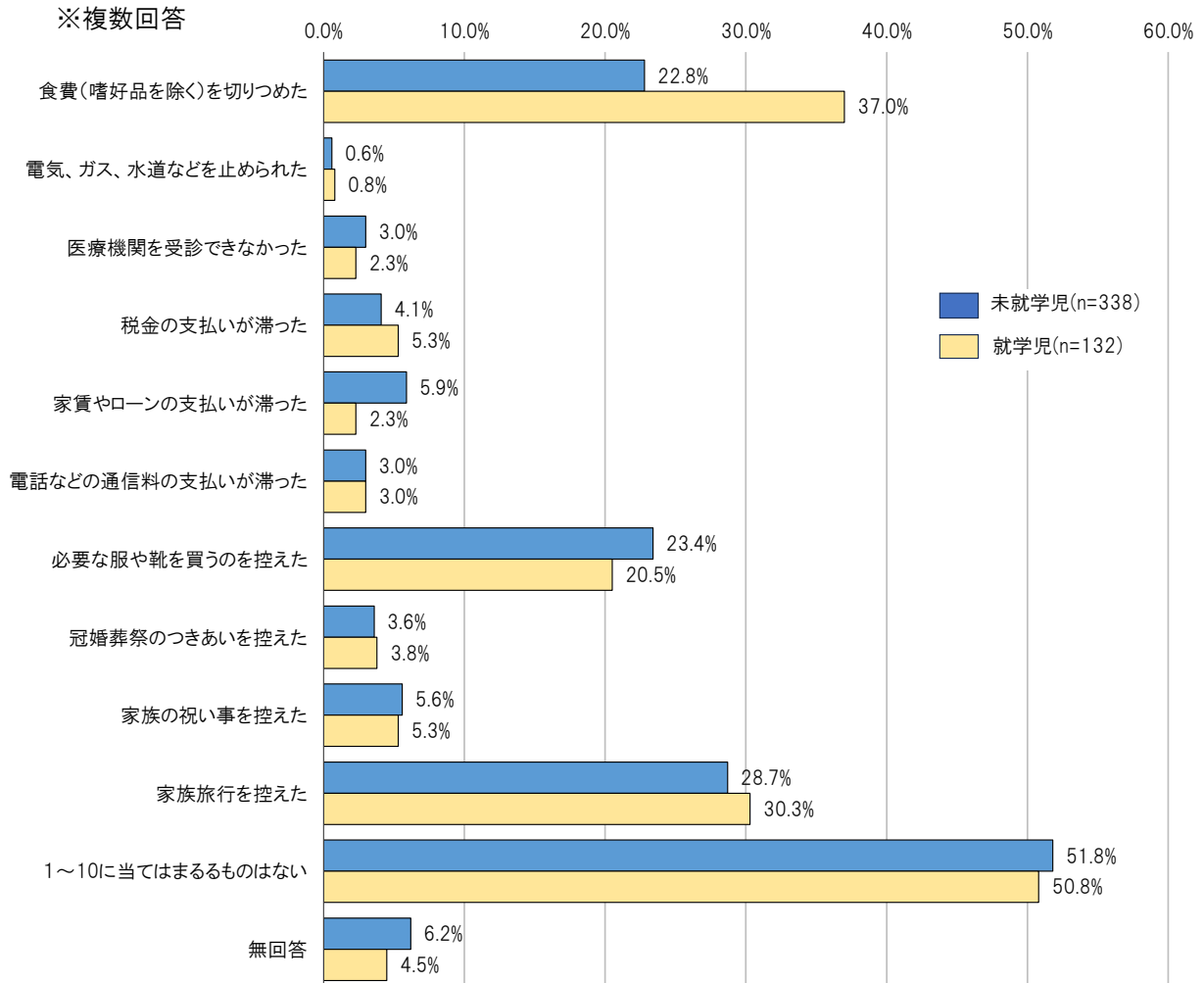


## 2. 経済的困難の発生状況

### ◆直近1年間における経済的理由による経験

未就学児・就学児ともに、何らかの経済的困難を抱えた割合は4割を超えており、経験した内容については、未就学児では「家族旅行を控えた」が最も多く、次いで「必要な服や靴を買うのを控えた」となっており、就学児では「食費を切りつめた」が最も多く、次いで「家族旅行を控えた」となっています。

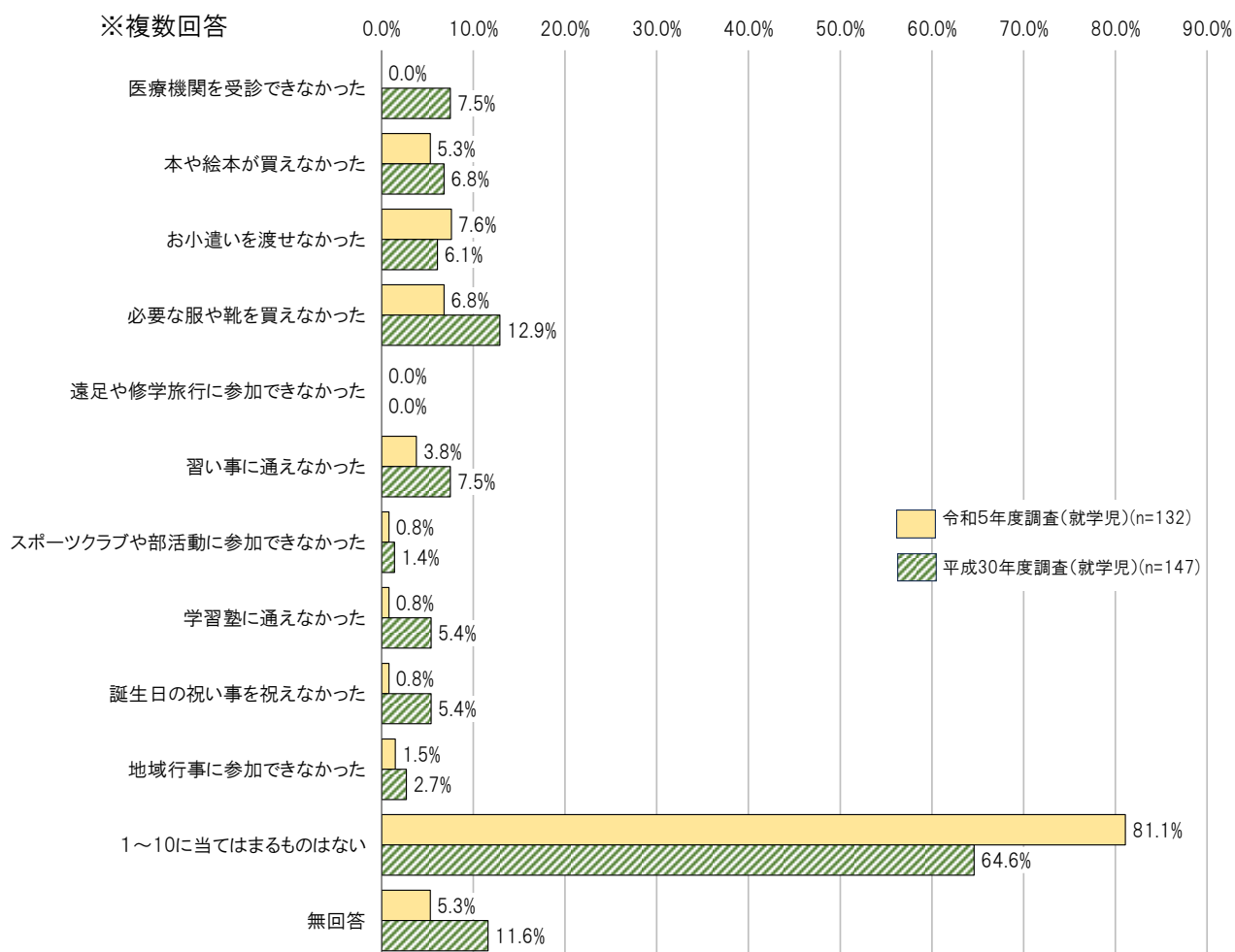
・未就学児調査、就学児調査



◆直近 1 年間における経済的理由による（こどもが希望したにも関わらず）生活への影響の発生状況

令和 5 年度調査では「当てはまるものはない」と回答した割合が 81.1%で、平成 30 年度調査より 16.5 ポイント多くなっています。一方、こどもが希望したにも関わらず、経済的理由により、こどもの生活への影響が発生した割合は約 1 割で、その内容については、「お小遣いを渡せなかった」が最も多く、次いで「必要な服や靴を買えなかった」、「本や絵本が買えなかった」の順となっています。

・就学児調査



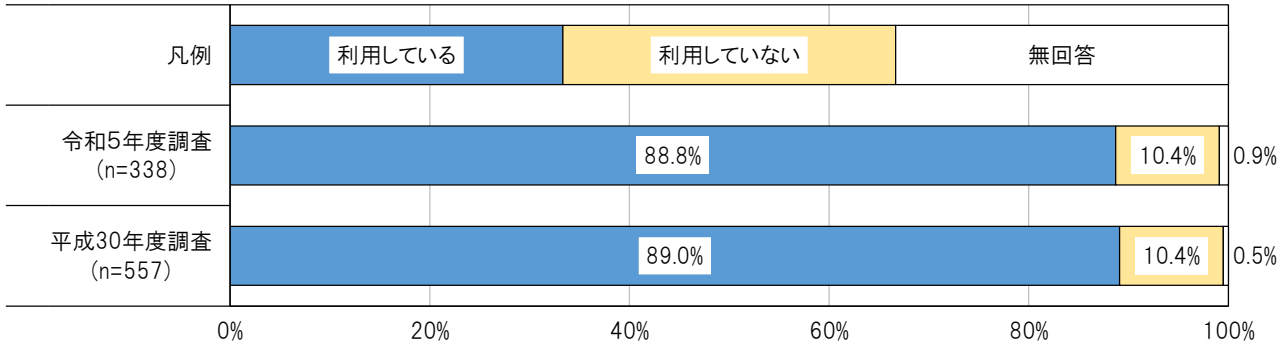


### 3. 平日の「定期的な教育・保育の事業」の利用状況

#### ◆「定期的な教育・保育の事業」の利用の有無

幼稚園や保育所等の定期的な教育・保育の事業の利用について、「利用している」が約9割となっており、平成30年度調査と比較して、大きな変化はありませんでした。

・未就学児調査

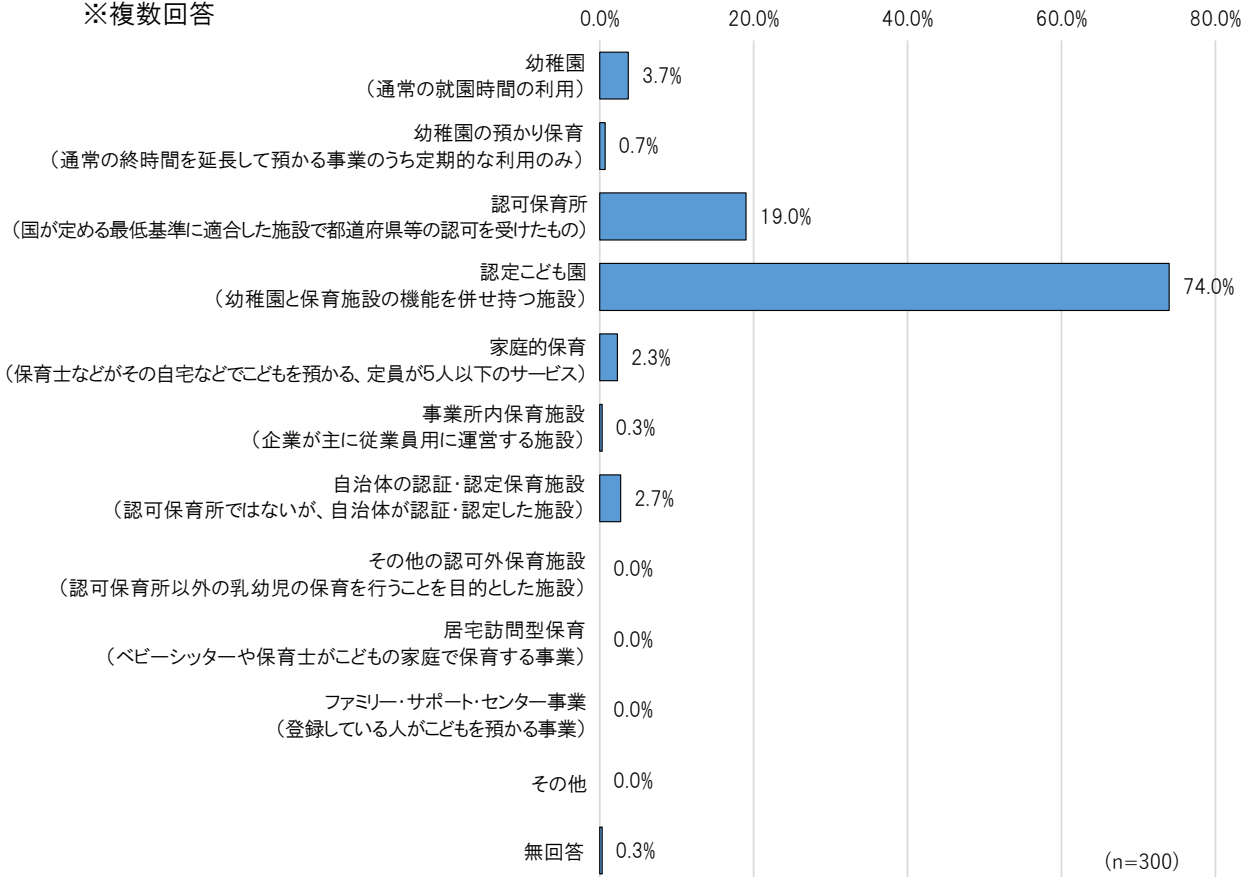


#### ◆平日に利用している定期的な教育・保育の事業

「認定こども園」が74.0%で最も多く、次いで「認可保育所」が19.0%で、「幼稚園（通常の就園時間の利用）」が3.7%の順となっています。

・未就学児調査

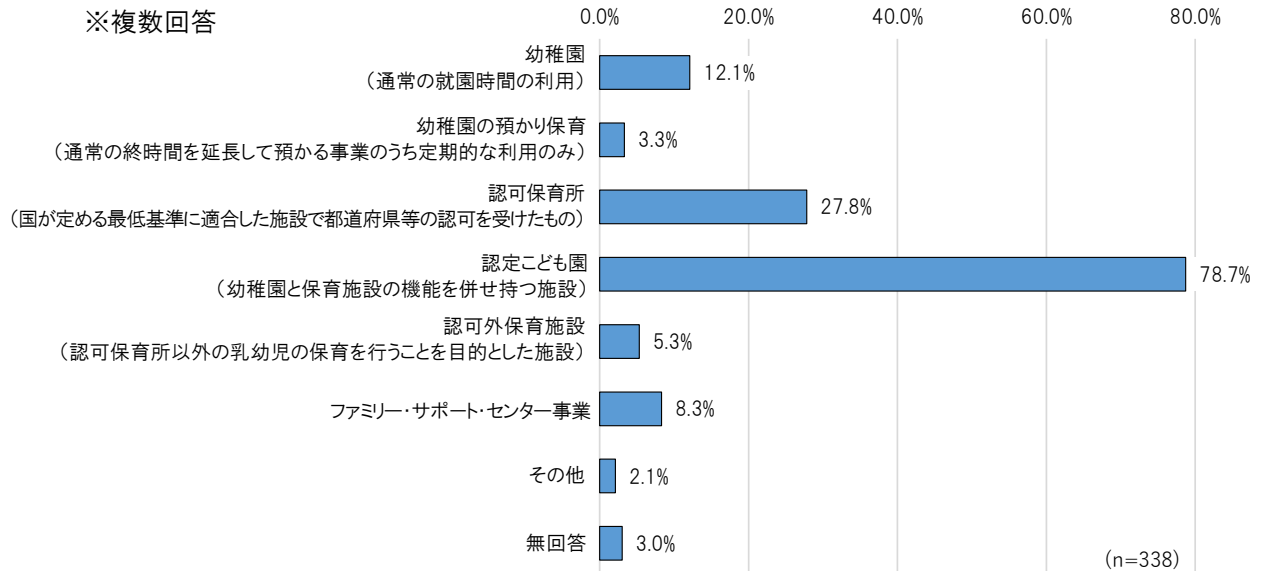
※複数回答



#### 4. 平日の教育・保育の事業として「定期的に」利用したいと考える事業

「認定こども園」が78.7%で最も多く、次いで「認可保育所」の27.8%となっています。  
「幼稚園（通常の就園時間の利用）」が12.1%で、利用状況より8.4ポイント多くなっています。

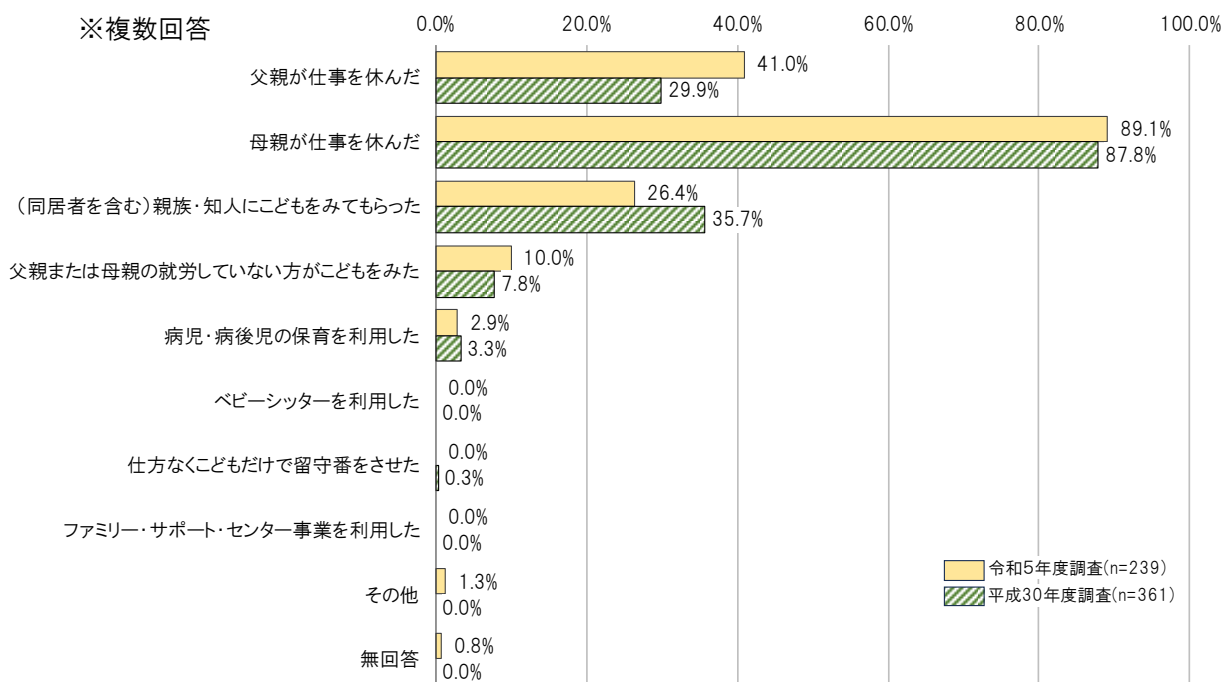
・未就学児調査



#### 5. 病気やけがで、施設やサービスを利用できなかった場合の対処方法

「母親が仕事を休んだ」が89.1%で最も多く、次いで「父親が仕事を休んだ」の41.0%の順となっています。平成30年度調査より「父親が仕事を休んだ」とした回答割合が11.1ポイント多くなっています。

・未就学児調査

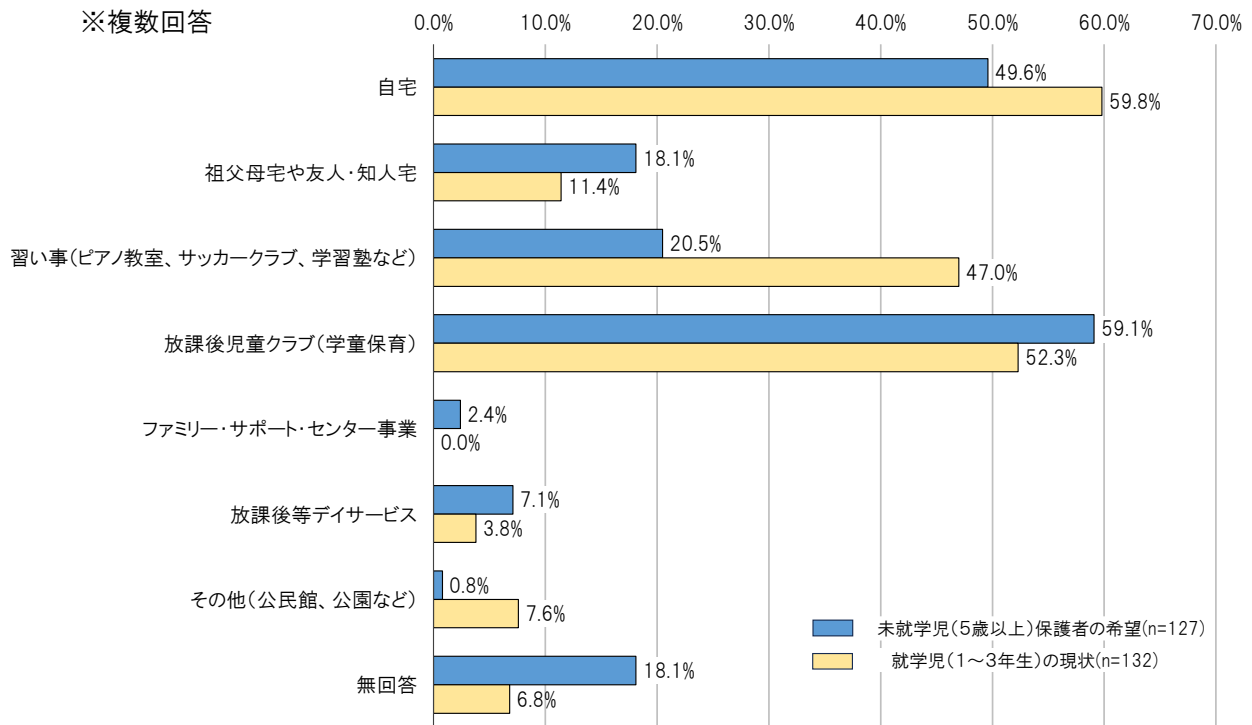


## 6. 小学校就学後、低学年時の放課後を過ごす場所について希望と現状

5歳以上の未就学児の保護者の希望は「放課後児童クラブ」が59.1%で最も多く、次いで「自宅」が49.6%、「習い事」20.5%の順となっています。

小学校低学年児童の現状は「自宅」が59.8%と最も多く、次いで「放課後児童クラブ」52.3%、「習い事」47.0%の順となっており、特に「習い事」については、現状が希望を倍以上上回っています。

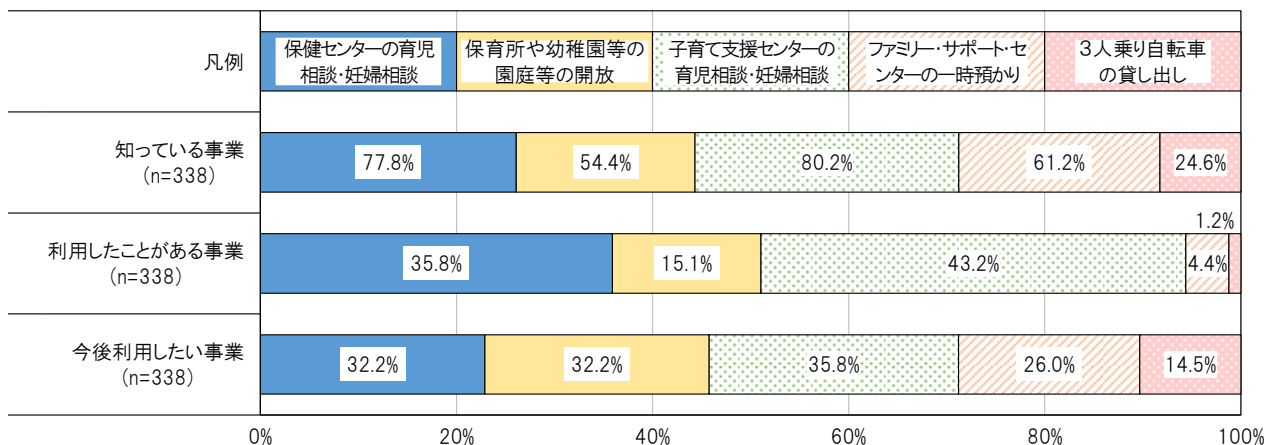
・ 5歳以上の未就学児調査、就学児調査



## 7. 子育て支援事業の認知度、利用経験、利用意向

知っている事業、利用したことがある事業、今後利用したい事業ともに「子育て支援センターの育児相談・妊婦相談」が最も多く、次いで、「保健センターの育児相談・妊婦相談」、「保育所や幼稚園等の園庭等の開放」の順となっています。

・ 未就学児調査



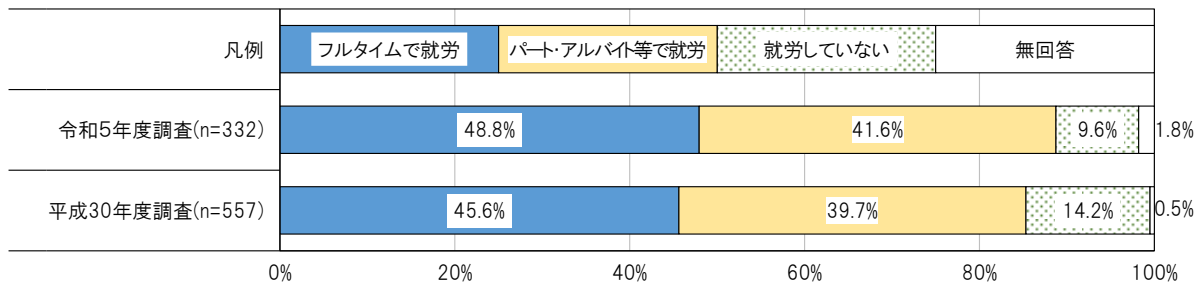
## 8. 母親の就労状況と就労希望

平成30年度調査と比較して、就業率が高くなっている一方、パート・アルバイト等での就労者のフルタイムへの転換希望は「フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない」と回答した割合が多くなっています。

また、無就労者の就労希望の有無は「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」とした回答割合は、わずかではありますが減少しており、「子育てや家事などに専念したい」と「1年より先、一番下のこどもが〇歳になったところに就労したい」と回答した割合が多くなっています。

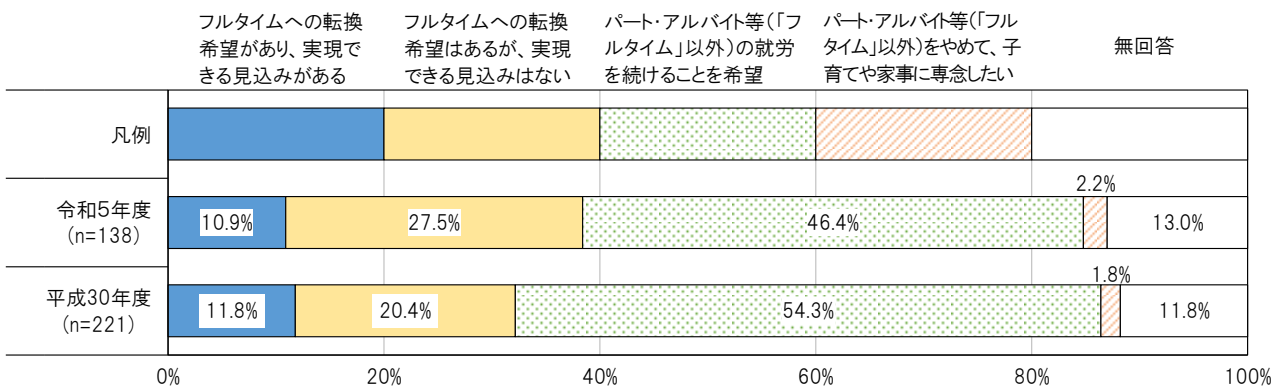
### ◆母親の就労状況

・未就学児調査



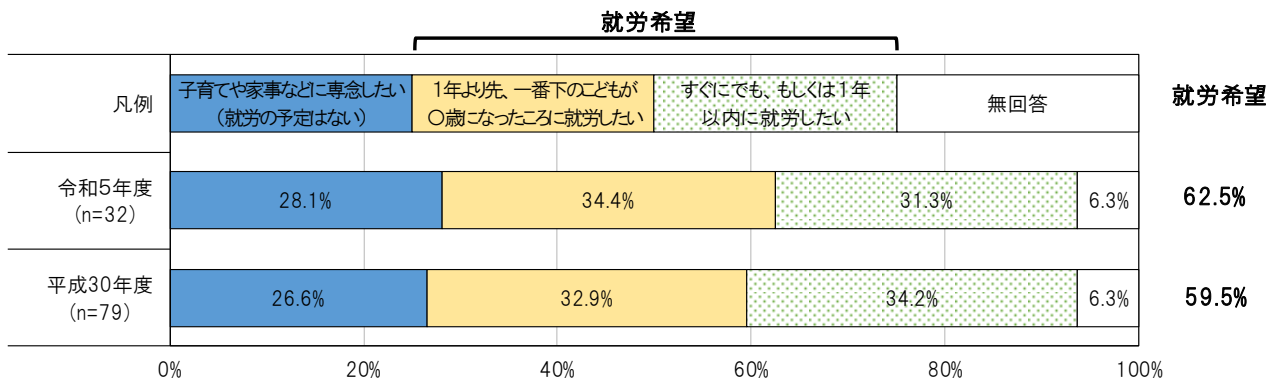
### ◆母親のフルタイムへの転換希望

・未就学児調査



### ◆母親の就労希望の有無

・未就学児調査



## 9. 育児休業の取得状況

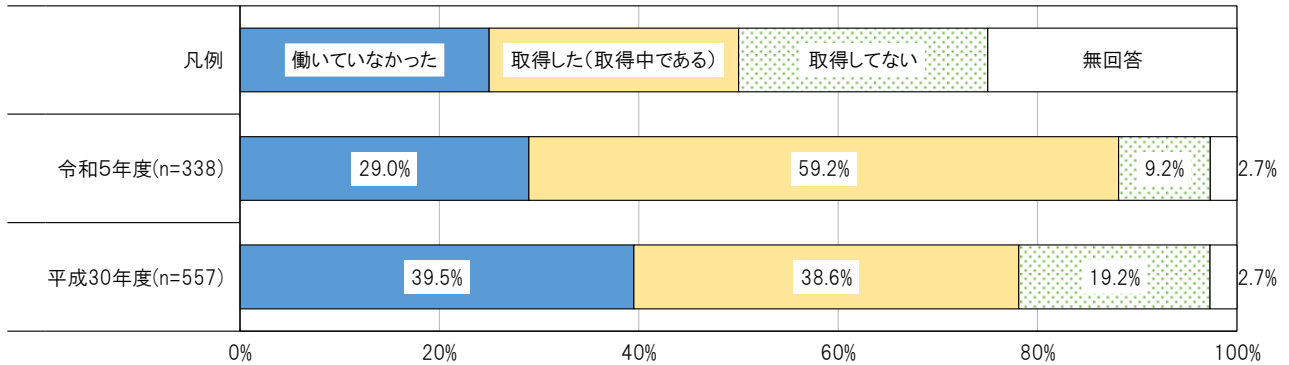
### ◆末子が生まれた際の育児休業の取得の有無

母親については、平成30年度調査と比較すると、「取得した（取得中である）」と回答した割合が20.6ポイント多くなっています。

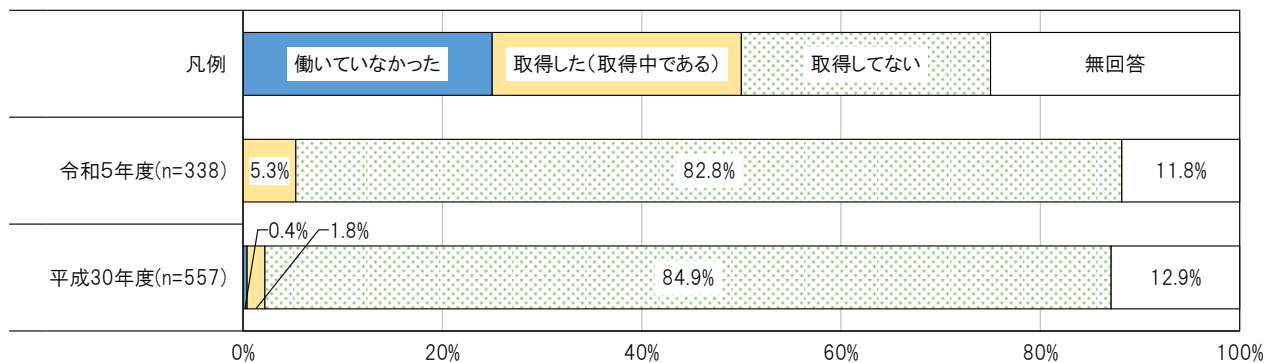
一方、父親については、「取得した（取得中である）」と回答した割合が、1.8%から5.3%とわずかですが、増加傾向にあります。

・未就学児調査

#### 【母親】



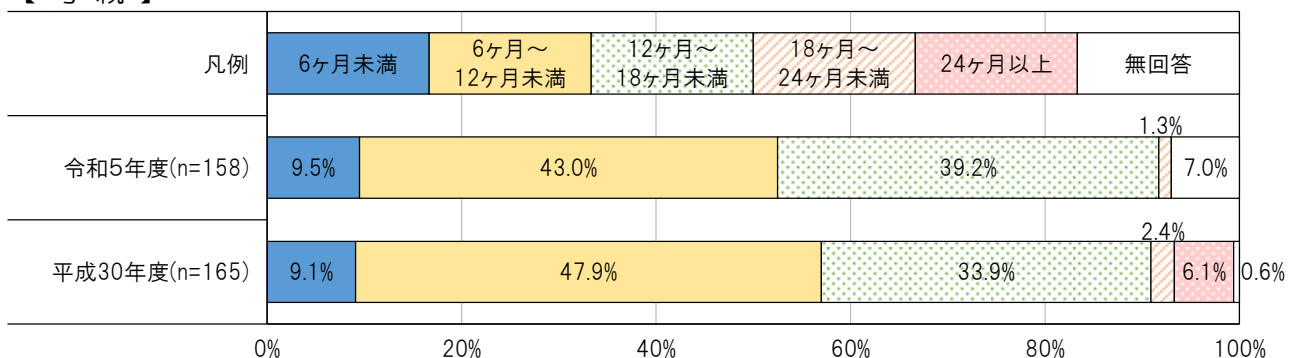
#### 【父親】



### ◆育児休業からの職場復帰

母親の育児休業からの職場復帰については、「6ヶ月～12ヶ月未満」が43.0%で最も多くなっています。なお、「24か月以上」とした回答はありませんでした。

#### 【母親】



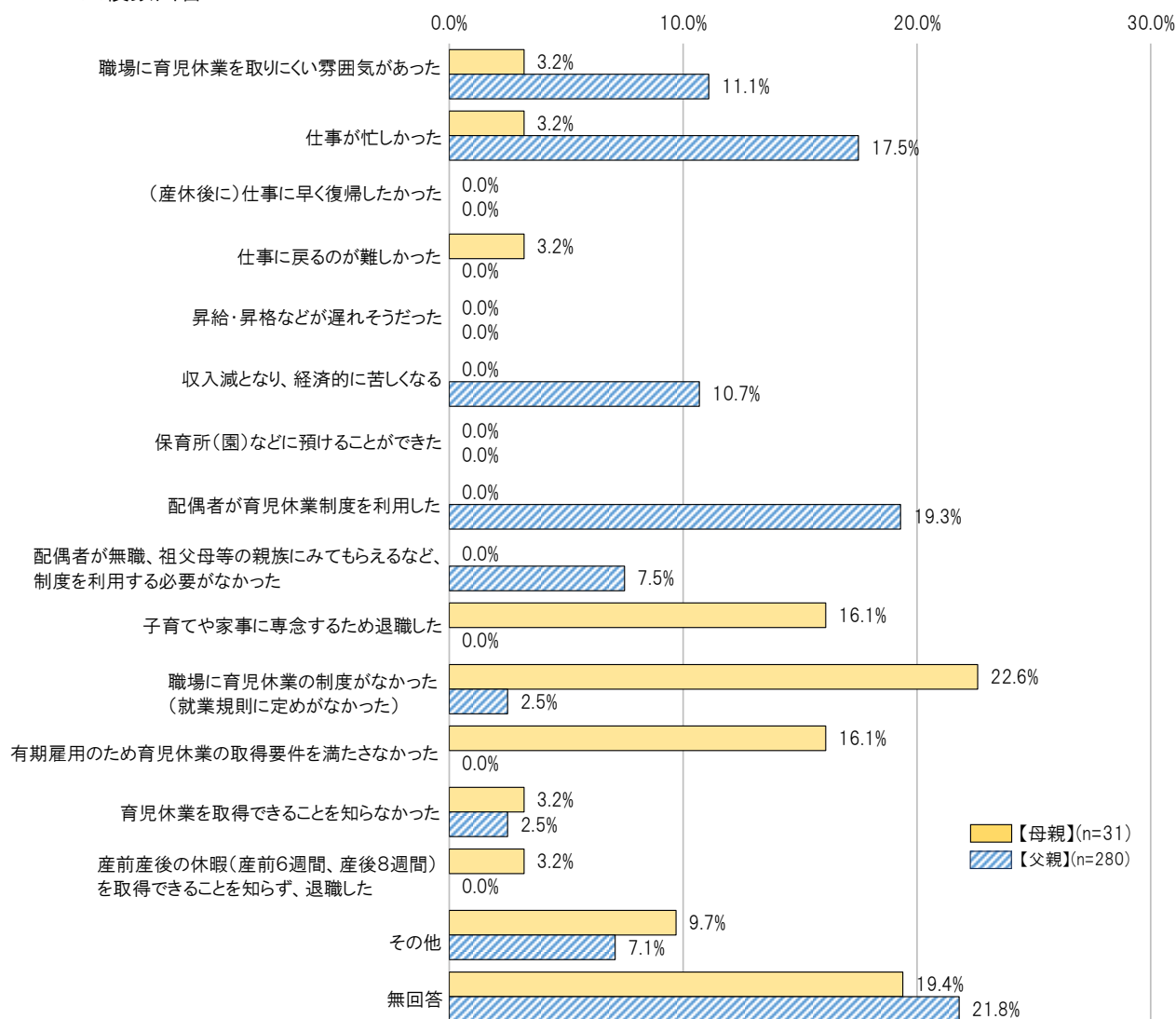
### ◆育児休業を取得していない理由

母親の「職場に育児休業の制度がなかった」と父親の「配偶者が育児休業制度を利用した」が、それぞれ最も多くなっています。母親については、「子育てや家事に専念するため退職した」「有期雇用のため育児休業の取得要件を満たさなかった」の割合が、それぞれ2番目に多くなっています。

母親・父親ともに、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」「職場に育児休業の制度がなかった」とした回答が、一定割合存在していることから、事業所等に対する子育てと仕事の両立に関する啓発が必要であると考えられます。

・未就学児調査

※複数回答

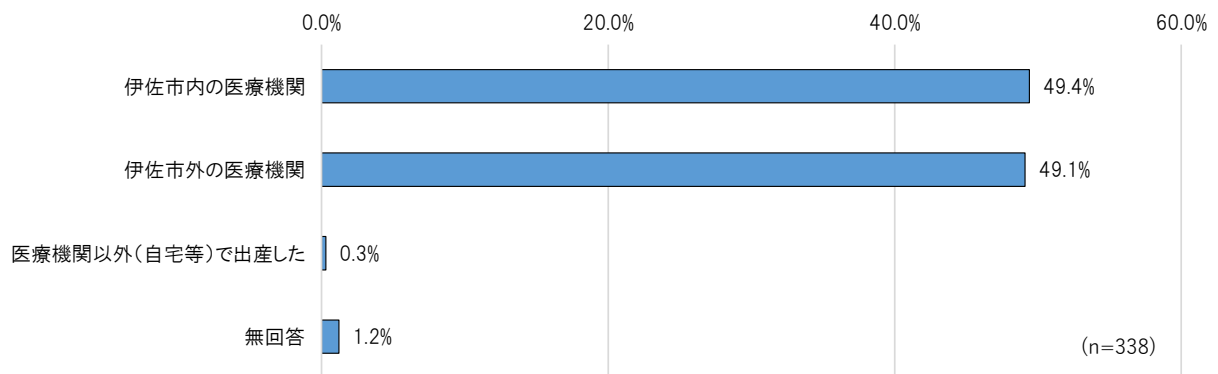


## 10. 出産場所の選択

### ◆末子の出産場所

「伊佐市内の医療機関」が49.4%、「伊佐市外の医療機関」が49.1%となっています。

・未就学児調査

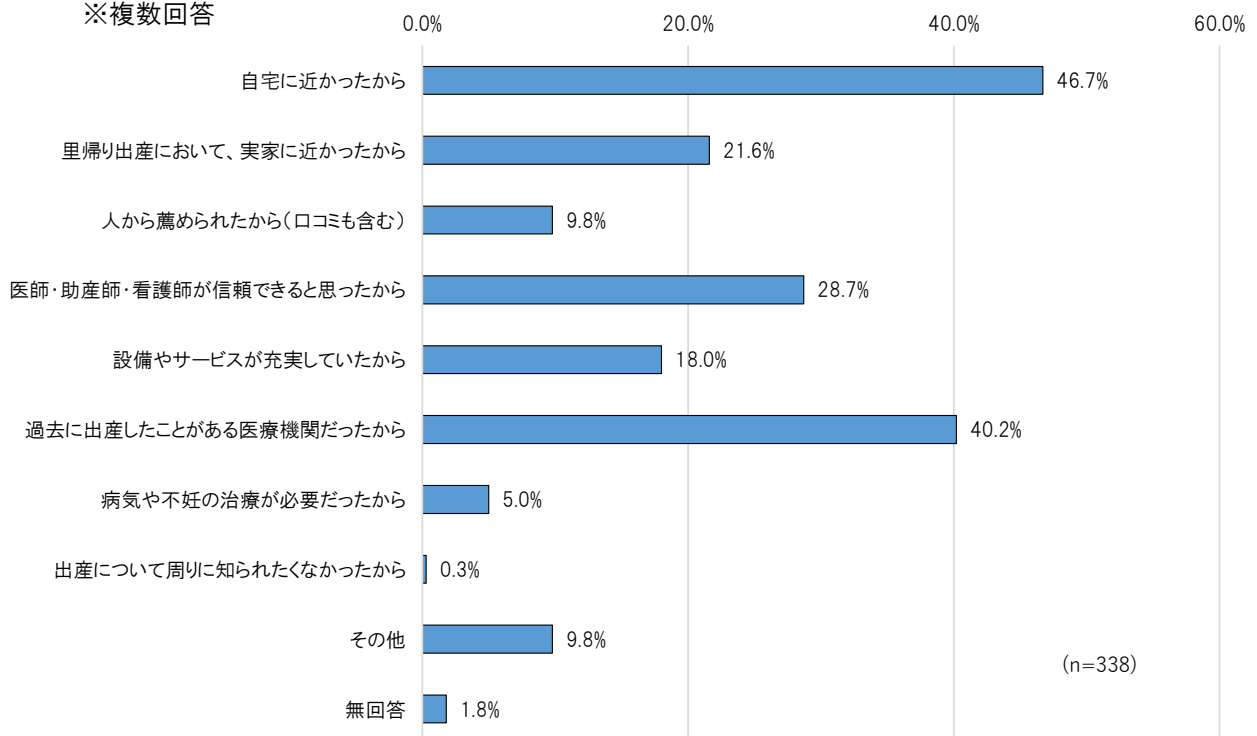


### ◆出産場所を選んだ理由

「自宅に近かったから」が46.7%と最も多く、次いで、「過去に出産したことがある医療機関だったから」の40.2%、「医師・助産師・看護師が信頼できると思ったから」の28.7%の順となっています。

・未就学児調査

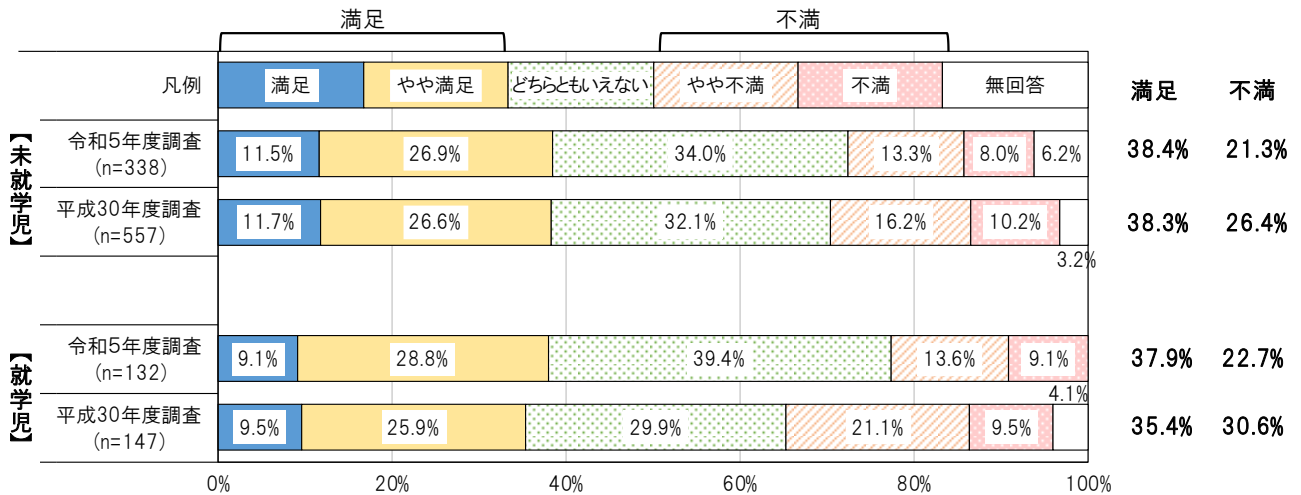
※複数回答



## 11. 伊佐市の子育て環境や支援に対する満足度

未就学児、就学児ともに、『満足（満足＋やや満足）』と回答した割合が、『不満（やや不満＋不満）』と回答した割合を上回っていますが、『不満（やや不満＋不満）』と回答した割合も、それぞれ2割を超えていることから、更なる子育て環境の整備や子育て支援の充実を図っていく必要があると考えられます。

・未就学児調査、就学児調査

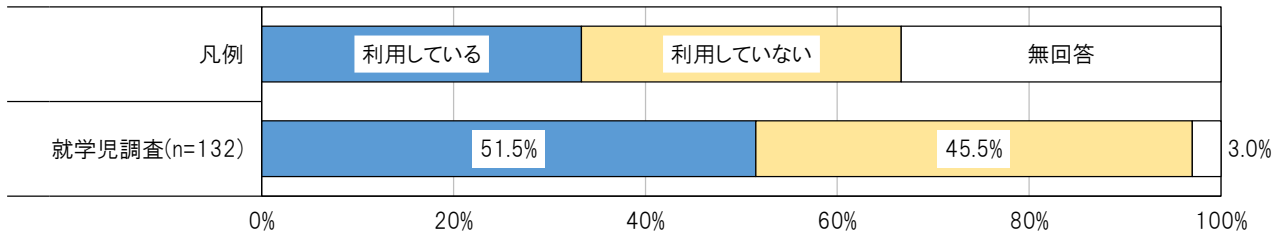




## 12. 放課後児童クラブの利用について

「利用している」と回答した割合が、5割を超えています。

・就学児調査

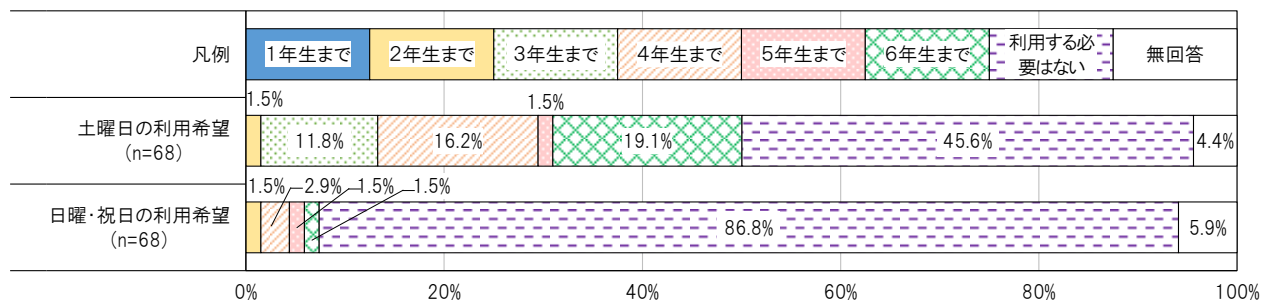


### ◆土曜日、日曜・祝日の放課後児童クラブの利用希望

放課後児童クラブを「利用している」と回答した人の土曜日の利用希望は、「利用する必要はない」が45.6%で最も多く、次いで「6年生まで利用したい」が19.1%、「4年生まで利用したい」が16.2%となっています。

また、日曜・祝日の利用希望については、86.8%が「利用する必要はない」と回答していますが、7.4%の人は利用を希望しています。

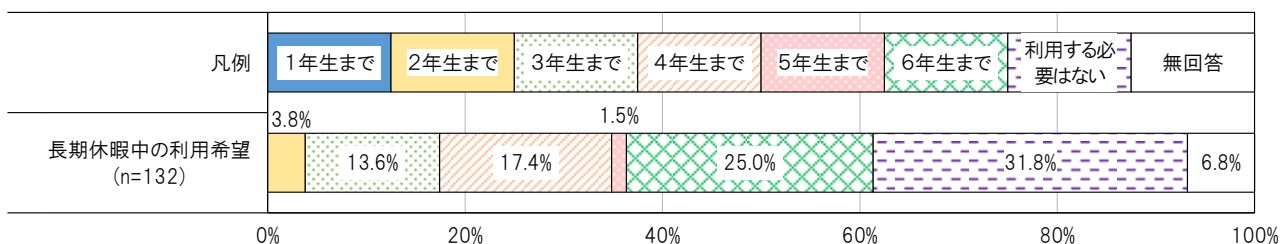
・就学児調査



### ◆夏休みなどの長期休暇中の放課後児童クラブの利用希望

現在の利用状況にかかわらず、長期休暇中の利用希望については、「利用する必要はない」が31.8%で、次いで「6年生まで利用したい」が25.0%、「4年生まで利用したい」が17.4%の順となっています。通常利用してなくても、夏休みなどの長期休暇中は利用したいという希望もあるようです。

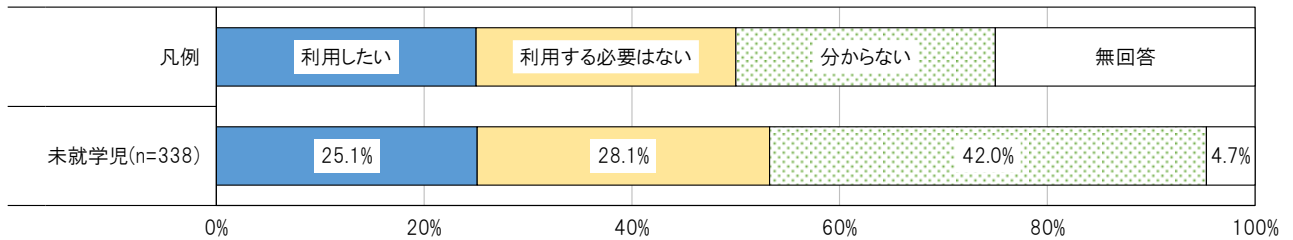
・就学児調査



### 13. 「こども誰でも通園制度（仮称）」が実施された場合の利用希望の有無

「利用したい」が 25.1%、「利用する必要はない」が 28.1%となっており、42.0%は「分からない」と回答しています。

・未就学児調査



※ こども誰でも通園制度（仮称）とは、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、月一定時間（試行事業では月 10 時間）までの利用可能枠の中で就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる新たな通園制度です。対象児童は、保育所等に通っていない 0 歳 6 か月～満 3 歳未満の児童です。

## 4 第2期支援事業計画の評価

### (1) 教育・保育の量の見込みに対する実績と確保方策の評価

#### ①【3～5歳】1号認定及び2号認定のうち共働き等で教育の利用希望が強い家庭

令和6年度は10月1日現在

|           |           | 単位 | 令和2年度                                           | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |  |
|-----------|-----------|----|-------------------------------------------------|-------|-------|-------|-------|--|
| ①量の実績     | 1号        | 人  | 76                                              | 151   | 126   | 100   | 85    |  |
|           | 2号（教育ニーズ） |    | 0                                               | 0     | 0     | 0     | 0     |  |
|           | 合計        |    | 76                                              | 151   | 126   | 100   | 85    |  |
| ②提供体制     |           |    | 105                                             | 170   | 170   | 140   | 135   |  |
| ③過不足（②－①） |           |    | 29                                              | 19    | 44    | 40    | 50    |  |
| 第2期計画の評価  |           |    | 量の実績が利用定員を超えておらず、保護者のニーズに対応する提供体制については確保されています。 |       |       |       |       |  |

#### ②【3～5歳】2号認定（共働き等で教育の利用希望が強い家庭を除く）

令和6年度は10月1日現在

|           |           | 単位                                                                    | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-----------|-----------|-----------------------------------------------------------------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| ①量の実績     | 2号（保育ニーズ） | 人                                                                     | 483   | 430   | 412   | 432   | 425   |
| ②提供体制     |           |                                                                       | 440   | 421   | 421   | 387   | 378   |
| ③過不足（②－①） |           |                                                                       | ▲ 43  | ▲ 9   | 9     | ▲ 45  | ▲ 47  |
| 第2期計画の評価  |           | 量の実績が利用定員を上回る年もありましたが、定員の弾力化により確保できています。また、保護者のニーズに対応する提供体制は確保されています。 |       |       |       |       |       |

#### ③【0歳】3号認定

令和6年度は10月1日現在

|           | 単位                                                  | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-----------|-----------------------------------------------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| ①量の実績     | 人                                                   | 130   | 106   | 103   | 88    | 50    |
| ②提供体制     |                                                     | 81    | 82    | 81    | 81    | 82    |
| ③過不足（②－①） |                                                     | ▲ 49  | ▲ 24  | ▲ 22  | ▲ 7   | 32    |
| 第2期計画の評価  | 産後復帰が早まる傾向にあり、量の実績が利用定員を上回っていますが、定員の弾力化により確保できています。 |       |       |       |       |       |

#### ④【1～2歳】3号認定

令和6年度は10月1日現在

|           | 単位                                                  | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-----------|-----------------------------------------------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| ①量の実績     | 人                                                   | 310   | 243   | 214   | 202   | 143   |
| ②提供体制     |                                                     | 249   | 247   | 247   | 237   | 230   |
| ③過不足（②－①） |                                                     | ▲ 61  | 4     | 33    | 35    | 87    |
| 第2期計画の評価  | 令和3年度以降、量の実績が利用定員を超えておらず、保護者のニーズに対応する提供体制が確保されています。 |       |       |       |       |       |

## （２） 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みに対する実績と確保方策の評価

### １．利用者支援事業

#### ① 基本型・特定型

|           | 単位                                                                                      | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| ①量の実績     | か所                                                                                      | －     | －     | －     | －     | －     |
| ②提供体制     |                                                                                         | －     | －     | －     | －     | －     |
| ③過不足（②－①） |                                                                                         | －     | －     | －     | －     | －     |
| 第2期計画の評価  | 現在も市内2カ所の地域子育て支援センターに委託しており、子育て支援に関する情報の提供や保育所等の利用についての助言・支援等、当事者の目線に立ち、寄り添った支援を行っています。 |       |       |       |       |       |

#### ② 母子保健型

令和6年度は10月1日現在

|           | 単位                           | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-----------|------------------------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| ①量の実績     | か所                           | 1     | 1     | 1     | 1     | 1     |
| ②提供体制     |                              | 1     | 1     | 1     | 1     | 1     |
| ③過不足（②－①） |                              | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     |
| 第2期計画の評価  | 関係機関と連携をとりながら、個々への対応はできています。 |       |       |       |       |       |

### ２．地域子育て支援拠点事業

令和6年度は10月1日現在

|          | 単位                                                                                                                                                                                                                                      | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| ①量の実績    | 人回<br>(月)                                                                                                                                                                                                                               | 675   | 510   | 575   | 514   | 469   |
| ②提供体制    | か所                                                                                                                                                                                                                                      | 2     | 2     | 2     | 2     | 2     |
| 第2期計画の評価 | <p>未就園の親子のよりどころとして、遊びの提供や育児相談対応等が実施できています。また、あかちゃんひろば等を関係機関で一緒に実施することで早期気づき・早期支援の充実につながっています。</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策として利用人数の制限をかけた影響もあり、また育児休暇取得者が増え、上のきょうだい児が保育所等を継続利用し一緒に来所することが少なくなってきたことなどにより量の実績は減少しました。施設の老朽化により建替えの準備を進めています。</p> |       |       |       |       |       |

### 3. 妊婦健康診査事業

令和6年度は10月1日現在

|          | 単位                                                                   | 令和2年度                                                                           | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|----------|----------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------|-------|-------|-------|-------|
| ①量の実績    | 人回                                                                   | 1,702                                                                           | 1,701 | 1,471 | 1,234 | 625   |
| ②提供体制    |                                                                      | 実施場所：委託医療機関<br>実施時期：通年実施<br>実施体制：個別<br>検査項目：国が定める基本的な妊婦健診項目<br>（体重・血圧・尿・血液検査 他） |       |       |       |       |
| 第2期計画の評価 | 妊娠初期から出産までの妊婦健康診査費用を助成し経済的負担の軽減を行い、定期的な受診を行うことで、異常の早期発見・治療につながっています。 |                                                                                 |       |       |       |       |

### 4. 乳児家庭全戸訪問事業

令和6年度は10月1日現在

|          | 単位                                                                  | 令和2年度                               | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|----------|---------------------------------------------------------------------|-------------------------------------|-------|-------|-------|-------|
| ①量の実績    | 人                                                                   | 165                                 | 137   | 114   | 108   | 52    |
| ②提供体制    |                                                                     | 実施機関：こども課こども健康係<br>実施体制：保健師、母子保健推進員 |       |       |       |       |
| 第2期計画の評価 | 保健師、母子保健推進員が連携を図りながら、生後4か月までに訪問し、支援が必要と思われる家庭については他事業につなぐなど対応しています。 |                                     |       |       |       |       |

### 5. 養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

#### ① 養育支援訪問事業

令和6年度は10月1日現在

|               | 単位                                                                                                                     | 令和2年度     | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|---------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|-------|-------|-------|-------|
| ①量の実績（延べ訪問件数） | 件                                                                                                                      | 12        | 174   | 142   | 39    | 27    |
| ②提供体制         |                                                                                                                        | 実施機関：こども課 |       |       |       |       |
| 第2期計画の評価      | 本事業は養育支援を目的としていますが、児の安否確認という虐待防止の側面も併せ持っています。特定妊婦を中心に継続訪問を行っていますが、年によりバラツキがあります。<br>出生数は減少しているものの、対象者割合は増えていくと見込んでいます。 |           |       |       |       |       |

#### ② 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要支援児童の支援に資する事業）

|                            |                                |
|----------------------------|--------------------------------|
| 第2期計画の評価<br>（研修等の内容及び参加回数） | 要保護児童対策調整機関の調整担当者研修(令和5年度2名参加) |
|----------------------------|--------------------------------|

## 6. 子育て短期支援事業

令和6年度は10月1日現在

|            | 単位                                                                                                                 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| ①量の実績      | 人日                                                                                                                 | 36    | 11    | 56    | 0     | 0     |
| ②提供体制      | 人日                                                                                                                 | 36    | 11    | 56    | 0     | 0     |
|            | か所                                                                                                                 | 2     | 3     | 2     | 0     | 0     |
| ③過不足 (②－①) | 人日                                                                                                                 | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     |
| 第2期計画の評価   | <p>家庭状況等により、年度による利用者数についてはバラツキがありますが、全希望者に対する予算は確保できています。</p> <p>近年の児童養護施設の空き状況等を鑑み、里親への委託も検討していく必要があると考えています。</p> |       |       |       |       |       |

## 7. 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

令和6年度は10月1日現在

|            | 単位                                                                                                                                                                                                             | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| ①量の実績      | 人日                                                                                                                                                                                                             | 81    | 50    | 35    | 23    | 11    |
| ②提供体制      | 人日                                                                                                                                                                                                             | 81    | 50    | 35    | 23    | 11    |
|            | か所                                                                                                                                                                                                             | 1     | 1     | 1     | 1     | 1     |
| ③過不足 (②－①) | 人日                                                                                                                                                                                                             | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     |
| 第2期計画の評価   | <p>会員間でのサポートが活動の中心になっているため、新型コロナウイルス感染症の影響で利用控えが発生する結果になり、量の実績は大きく減少しています。1年間の育休後、保育所等を利用する家庭が多く、預かりのニーズも一時に比べて減少しつつあります。援助して下さる会員も高齢の方が多くなり、若い世代は就労中の方が多いため、預かりのニーズには応えられますが、運転への不安から送迎ニーズには対応が難しい面があります。</p> |       |       |       |       |       |

## 8. 一時預かり事業

### ① 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

令和6年度は10月1日現在

|            | 単位                                    | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|------------|---------------------------------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| ①量の実績      | 人日                                    | 39    | 280   | 316   | 410   | 1     |
| ②提供体制      | 人日                                    | 39    | 280   | 316   | 410   | 1     |
|            | か所                                    | 1     | 1     | 1     | 1     | 1     |
| ③過不足 (②－①) | か所                                    | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     |
| 第2期計画の評価   | <p>待機児童は発生していません。実施可能な体制を維持しています。</p> |       |       |       |       |       |

## ② 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）以外

令和6年度は10月1日現在

|           | 単位                         | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-----------|----------------------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| ①量の実績     | 人日                         | 433   | 191   | 267   | 640   | 206   |
| ②提供体制     | 人日                         | 433   | 191   | 267   | 640   | 206   |
|           | か所                         | 13    | 13    | 13    | 13    | 13    |
| ③過不足（②－①） | か所                         | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     |
| 第2期計画の評価  | 保護者のニーズに対応する提供体制は確保できています。 |       |       |       |       |       |

## 9. 延長保育事業

令和6年度は10月1日現在

|           | 単位                                                                       | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-----------|--------------------------------------------------------------------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| ①量の実績     | 人                                                                        | 237   | 224   | 207   | 172   | 112   |
| ②提供体制     | 人                                                                        | 237   | 224   | 207   | 172   | 112   |
|           | か所                                                                       | 10    | 10    | 10    | 10    | 11    |
| ③過不足（②－①） | 人                                                                        | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     |
| 第2期計画の評価  | 保護者の就労形態の多様化・通勤時間の増加等に伴い、保育ニーズは増加していますが、自主事業で実施している事業所もあり、提供体制は確保できています。 |       |       |       |       |       |

## 10. 病児保育事業

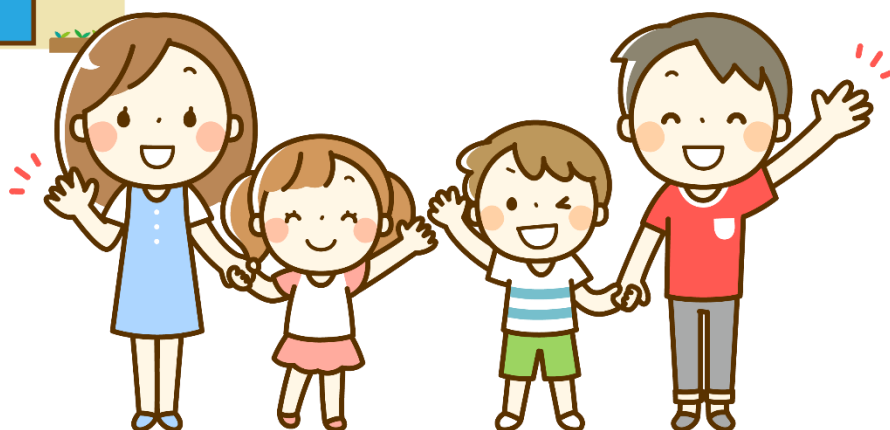
令和6年度は10月1日現在

|           | 単位                                                                                                                                                           | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| ①量の実績     | 人日                                                                                                                                                           | 78    | 44    | 63    | 0     | 0     |
| ②提供体制     | 人日                                                                                                                                                           | 78    | 44    | 63    | 0     | 0     |
|           | か所                                                                                                                                                           | 1     | 1     | 1     | 0     | 0     |
| ③過不足（②－①） | 人日                                                                                                                                                           | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     |
| 第2期計画の評価  | <p>病気の回復前または回復中により、集団保育が困難な児童を一時的に預かる保育を実施することで、保護者の子育てと就労の両立を支援しており、提供体制は確保できています。</p> <p>令和5年度から令和6年12月まで保育士、看護師不足等により病児保育事業は中断していましたが、令和7年1月から再開予定です。</p> |       |       |       |       |       |

## 11. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

令和6年度は10月1日現在

|           |     | 単位                                                                                                                                | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-----------|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| ①量の実績     | 1年生 | 人                                                                                                                                 | 117   | 100   | 106   | 123   | 112   |
|           | 2年生 |                                                                                                                                   | 144   | 145   | 98    | 88    | 98    |
|           | 3年生 |                                                                                                                                   | 65    | 69    | 101   | 77    | 83    |
|           | 4年生 |                                                                                                                                   | 56    | 65    | 55    | 35    | 62    |
|           | 5年生 |                                                                                                                                   | 28    | 28    | 30    | 25    | 54    |
|           | 6年生 |                                                                                                                                   | 22    | 43    | 13    | 11    | 30    |
|           | 合計  |                                                                                                                                   | 432   | 450   | 403   | 359   | 439   |
| ②提供体制     |     | 人                                                                                                                                 | 428   | 525   | 525   | 525   | 525   |
|           |     | か所                                                                                                                                | 13    | 14    | 14    | 14    | 13    |
| ③過不足（②－①） |     | 人                                                                                                                                 | ▲4    | 75    | 122   | 166   | 86    |
| 第2期計画の評価  |     | 待機児童の発生はなく、申し込みした家庭は利用できている状況です。大口地区は、1か所自主事業として新たに令和6年4月から運営を開始していますが、過密状態は依然続いています。年間を通しての利用人数等を確認しながら、委託事業として体制確保を検討する必要があります。 |       |       |       |       |       |





## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念

本市のまちづくりの指針である「第2次伊佐市総合振興計画」においては、「安心して子育てができるまち」を施策の一つとして掲げ、妊娠・出産・子育てを通した切れ目のない支援の充実、幼児教育・保育の充実、地域と一体となった子育て支援の充実、児童虐待対策の充実を図る方針を定めています。

第2期計画においては、第1期計画から継承した「安心して生み、子育てができるまちづくり」を基本理念として掲げました。

第2期計画の基本理念は、「第2次伊佐市総合振興計画」における考え方と整合性が取れていることから、第3期計画においても、第2期計画の基本理念等を継承することとします。

### 基本理念 『安心して生み、子育てができるまちづくり』

### 2 基本方針

#### (1) 妊娠・出産・子育てを通した切れ目のない支援の充実

妊娠期から子育て期に至るまで、全ての妊産婦・子育て世帯・こどもの一体的な相談を行い、必要とする母子保健サービスや子育て支援施策が行き届く切れ目ない支援体制を構築します。

各種健診や親子教室、予防接種、子育て支援センター、発達支援、18歳までの相談体制等の充実を図るとともに、こども医療費や保育料等に対する経済的支援や、時代の変化にあわせ、子育て世代のニーズを把握しながら、必要な支援や仕組みづくりを検討します。

#### (2) 幼児教育・保育の充実

必要とするこどもが利用できるよう幼児教育、保育の定員とニーズのバランスを調整するとともに、医療的ケア児の利用支援や保育士等の確保のための支援を行います。

また、保護者の就労形態の多様化等に対応するための延長保育や休日保育、病児保育などを継続します。

こどもの個性に応じたよりよい幼児教育・保育が行われるよう、関係機関の連携と支援の充実を図ります。

#### (3) 地域と一体となった子育て支援の充実

少子高齢化、核家族化に伴い、地域ぐるみで子育てする体制が少なくなっていることから、子育てに悩み孤独感や負担感を抱いている保護者同士の交流促進や気軽に相談できる体制の整備、こどもの預かりサポートなど、保護者のニーズにあわせ、地域における子育て支援の充実に取り組みます。

障がいの有無に関わらず生まれた地域で育っていけるよう、多様性を認めあい誰もが暮らしやすい地域づくりを目指します。

子育て世代だけでなく、幅広い世代に現在の子育てについての知識や情報を発信します。

#### (4) 児童虐待対策の充実

専門職を配置し、関係機関と緊密に連携しながら支援が必要な家庭を把握し、早期から支援を行うことで虐待の発生予防に努めます。

虐待発生時の対応について、早急に確実な対応が行えるよう、関係者で共通認識を図ります。

虐待発生後も関係機関と連携し、役割分担や見守りを行いながら家庭を継続支援していきます。

※「第2次伊佐市総合振興計画」に基づく

## 第4章 事業計画

### 1 教育・保育等の提供区域

子ども・子育て支援法では、市町村子ども・子育て支援事業計画において、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供する区域を定め、当該区域ごとに「量の見込み」や「確保方策」を定めることとしています。

本市においては、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じた共通の区域として、「伊佐市全域の1区域」を設定します。

### 2 量の見込み及び確保方策の考え方

本計画では、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業について、計画期間における需要量の予測を表す「量の見込み」と、「量の見込み」に対する確保方策を定める必要があります。

「量の見込み」については、各サービス等の利用状況、利用実績、今後の児童数推計、子育てに関するアンケート調査により把握した保護者からのニーズ等を基に算出しました。

【参考】教育・保育給付認定区分（支給要件）

| 認定区分               | 子の年齢           | 保育の必要性       | 対象者                                                          | 主な利用施設                    |
|--------------------|----------------|--------------|--------------------------------------------------------------|---------------------------|
| 1号認定<br>(教育標準時間認定) | 3～5歳           | なし           | 市より施設型給付費に係る施設として確認を受けた幼稚園や認定こども園の利用を希望される方                  | ○幼稚園<br>○認定こども園           |
| 2号認定<br>(保育認定)     | 3～5歳           | あり<br>(教育希望) |                                                              |                           |
|                    |                | あり<br>(保育希望) | 保護者の就労や病気等の理由で、家庭において必要な保育を受けることが難しいため、保育所や認定こども園等の利用を希望される方 | ○認定こども園<br>○保育所           |
| 3号認定<br>(保育認定)     | 0歳<br>1歳<br>2歳 | あり           |                                                              | ○認定こども園<br>○保育所<br>○地域型保育 |

### 3 幼児期の教育・保育の見込みと確保方策の考え方

#### (1) 【3～5歳】1号認定及び2号認定のうち共働き等で教育の利用希望が強い家庭

1号認定と2号認定(教育ニーズ)は、認定こども園及び幼稚園にて対応します。

##### ・量の見込みと確保方策

保護者のニーズに対応する提供体制は確保できています。

|           |           | 単位 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-----------|-----------|----|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み    | 1号        | 人  | 43    | 39    | 35    | 32     | 30     |
|           | 2号(教育ニーズ) |    | 12    | 11    | 10    | 9      | 9      |
|           | 合計        |    | 55    | 50    | 45    | 41     | 39     |
| ②利用定員     | 特定教育・保育施設 |    | 105   | 105   | 105   | 105    | 105    |
| ③過不足(②-①) |           |    | 50    | 55    | 60    | 64     | 66     |

#### (2) 【3～5歳】2号認定(共働き等で教育の利用希望が強い家庭を除く)

2号認定は、原則、保育所及び認定こども園にて対応します。

##### ・量の見込みと確保方策

保護者のニーズに対応する提供体制は確保できています。

|           |           | 単位 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-----------|-----------|----|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み    | 2号（保育ニーズ） | 人  | 354   | 320   | 284   | 265    | 249    |
| ②利用定員     | 特定教育・保育施設 |    | 363   | 363   | 363   | 363    | 363    |
| ③過不足（②－①） |           |    | 9     | 43    | 79    | 98     | 114    |

#### (3) 【0歳】3号認定

3号認定は、保育所及び認定こども園にて対応します。

##### ・量の見込みと確保方策

保護者のニーズに対応する提供体制は確保できています。

|           |           | 単位 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-----------|-----------|----|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み    |           | 人  | 49    | 43    | 44    | 49     | 46     |
| ②利用定員     | 特定教育・保育施設 |    | 77    | 77    | 77    | 77     | 77     |
| ③過不足（②－①） |           |    | 28    | 34    | 33    | 28     | 31     |

#### (4) 【1歳】3号認定

3号認定は、保育所及び認定こども園にて対応します。

第3期計画から、1歳児と2歳児は分けて計上することとなっています。

##### ・量の見込みと確保方策

1歳・2歳児ともに、提供体制は確保できています。

|                 | 単位 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-----------------|----|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み          | 人  | 82    | 95    | 92    | 94     | 96     |
| ②利用定員 特定教育・保育施設 |    | 97    | 97    | 97    | 97     | 97     |
| ③過不足 (②－①)      |    | 15    | 2     | 5     | 3      | 1      |

#### (5) 【2歳】3号認定

|                 | 単位 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-----------------|----|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み          | 人  | 104   | 79    | 99    | 88     | 90     |
| ②利用定員 特定教育・保育施設 |    | 113   | 113   | 113   | 113    | 113    |
| ③過不足 (②－①)      |    | 9     | 34    | 14    | 25     | 23     |

#### (6) 保育利用率の設定

市町村子ども・子育て支援事業計画においては、3号に該当するこどもについて、こどもの総数に占める保育の利用定員数の割合である「保育利用率」に係る各年度の目標値を定めることとされています。

|               | 単位 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|---------------|----|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①推計児童数 (3歳未満) | 人  | 326   | 305   | 320   | 308    | 307    |
| ②利用定員         |    | 287   | 287   | 287   | 287    | 287    |
| ③保育利用率        | %  | 88.04 | 94.10 | 89.69 | 93.18  | 93.49  |

## 4 地域子ども・子育て支援事業の見込みと確保方策の考え方

### (1) 利用者支援事業

子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整を行う事業です。

主に行政機関の窓口以外で利用者に対する支援と地域連携をともに行う「基本型」、主に行政機関の窓口を活用して利用者に対する支援を行う「特定型（いわゆる「保育コンシェルジュ」）」、母子保健と児童福祉が連携して全ての妊産婦及びこどもとその家庭に対して切れ目のない支援を行う「こども家庭センター型」があります。

本市では「伊佐市こども家庭センター」を設置し、こども家庭センター型の事業として取り組みます。

#### ① 基本型・特定型

本市では、「こども家庭センター型」の事業で対応するため、量の見込み及び確保方策については、設定しないものとします。

|           | 単位 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-----------|----|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み    | か所 | —     | —     | —     | —      | —      |
| ②確保方策     |    | —     | —     | —     | —      | —      |
| ③過不足（②－①） |    | —     | —     | —     | —      | —      |

#### ② こども家庭センター型

##### ・量の見込みと確保方策

乳児家庭全戸訪問事業や母子健康手帳交付の機会を利用し、ハイリスク妊婦を早期に把握し、関係機関と連携しながら早期支援につなげます。こども家庭センターより身近な相談の場として、大口子育て支援センターと菱刈子育て支援センターに地域子育て相談支援機関を設置します。

また、特に支援の必要なこどもや家庭に対しては、こども相談係とこども健康係、関係機関でケース検討会議を行い、関係機関と支援の方法及び対応方針について検討し、サポートプランを策定し支援します。

|           | 単位 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-----------|----|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み    | か所 | 1     | 1     | 1     | 1      | 1      |
| ②確保方策     |    | 1     | 1     | 1     | 1      | 1      |
| ③過不足（②－①） |    | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      |

## (2) 地域子育て支援拠点事業

家庭や地域における子育て機能の低下や、子育て中の親の孤独感や負担感の増大等に対応するため、地域の子育て中の親子の交流促進や育児相談等を行う事業です。

### ・現状

「大口子育て支援センタールピナス」「菱刈子育て支援センターまむさるーん」の2か所の子育て支援センターで実施しており、ニーズに対応する提供体制が確保できています。

### ・量の見込みと確保方策

施設の老朽化の著しい大口子育て支援センターの施設整備を行うことで安全な環境を提供し、引き続き2か所の子育て支援センターで、ニーズに対応できる提供体制を確保していきます。

|        | 単位        | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|--------|-----------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み | 人回<br>(月) | 1,122 | 1,033 | 989   | 959    | 940    |
| ②確保方策  | 人回<br>(月) | 1,122 | 1,033 | 989   | 959    | 940    |
|        | か所        | 2     | 2     | 2     | 2      | 2      |

## (3) 妊婦健康診査

妊婦の健康保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査、計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

### ・現状

母子健康手帳交付時に受診票を配布するとともに、妊婦健康診査の内容や必要性について周知を図り、医療機関受診を促しています。また、里帰り出産の場合は妊婦が希望する医療機関と契約の可否を確認し、契約できない場合は償還払いの説明を行い、定期的な受診を促しています。

提供体制としては、確保できている状況です。

### ・量の見込みと確保方策

現在の提供体制により、確保できる見込みです。

母子健康手帳交付時に受診票を配布するとともに、妊婦健康診査の内容や必要性について周知を図る等、医療機関受診を促進します。

|        | 単位                                                                              | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|--------|---------------------------------------------------------------------------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み | 人回                                                                              | 1,122 | 1,122 | 1,122 | 1,122  | 1,122  |
| ②確保方策  | 実施場所：委託医療機関<br>実施時期：通年実施<br>実施体制：個別<br>検査項目：国が定める基本的な妊婦健診項目<br>(体重・血圧・尿・血液検査 他) |       |       |       |        |        |

#### (4) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

##### ・現状

保健師及び母子保健推進員の訪問により対応しています。

長期の里帰り等で訪問できなかった母子については、里帰り先の市町村に訪問を依頼したり、乳児健診時に状況把握や相談支援等を実施し、フォローしています。保健師、母子保健推進員が連携を図りながら、生後4か月までに訪問し、支援が必要と思われる家庭については他事業につなぐなど対応できています。

提供体制としては、確保できている状況です。

##### ・量の見込みと確保方策

現在の提供体制により、量の見込みに対応できるものと考えています。今後も早期から適切な育児支援が受けられるように継続して実施します。

|        | 単位 | 令和7年度                         | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|--------|----|-------------------------------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み | 人回 | 93                            | 95    | 95    | 95     | 95     |
| ②確保方策  |    | 実施機関：こども課<br>実施体制：保健師、母子保健推進員 |       |       |        |        |

##### <本市で実施している母子保健事業>

- ・妊婦健康診査の費用助成
- ・新生児聴覚検査費用助成
- ・産婦健康診査の費用助成
- ・1か月児健康診査の費用助成
- ・乳児家庭全戸訪問
- ・親子健康手帳（母子健康手帳）の交付
- ・母親学級（家族参加可能）
- ・定期予防接種
- ・未熟児養育医療費給付事業
- ・親子教室
- ・妊婦歯科健診
- ・乳幼児健診
- ・育児相談
- ・産後ママサポートチケット
- ・訪問指導

## （５） 養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

### ① 養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した、保護者の養育を支援することが特に必要と判断される家庭に対して、保健師・助産師・保育士等が居宅を訪問し、養育に関する相談支援や育児・家事援助等を行う事業です。

#### ・現状

現在、育児・家事援助や専門的な支援を必要とする家庭には、こども課の保健師が訪問対応しています。

本事業の実施により支援者の養成と支援の拡充を図るよう努めています。

#### ・量の見込みと確保方策

母子保健活動や乳児家庭全戸訪問事業をはじめとした健診事業等で把握している情報から、特に支援が必要な家庭への訪問延べ件数を見込みます。出生数は減少しているものの、対象者割合は増えていくと見込んでいます。これらの提供体制の確保のため、育児不安の解消や養育技術を迅速に提供できる支援者の育成、訪問体制の構築に努めます。

|               | 単位 | 令和7年度     | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|---------------|----|-----------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み（延訪問件数） | 件  | 132       | 132   | 126   | 120    | 120    |
| ②確保方策         |    | 実施機関：こども課 |       |       |        |        |

### ② 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要支援児童の支援に資する事業）

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員等の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業です。

#### ・現状

本市では、本事業の活用はありませんが、要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化のための調整機関職員の専門性を高める研修等に参加しています。

#### ・量の見込みと確保方策

現在のところ、本事業の活用はありませんが、今後、必要に応じて活用します。



## (6) 子育て短期支援事業

母子家庭等の保護者が子育てしながら安心して働くことができる環境を整備するため、一定の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童を児童養護施設等で預かる事業であり、短期入所生活援助（ショートステイ）事業と夜間養護等（トワイライトステイ）事業があります。

保護者が子どもと共に入所・利用が可能となり、子どもが自ら入所・利用を希望した場合の入所・利用が可能となりました。

### ・現状

本市では、短期入所生活援助（ショートステイ）のみ実施しています。

保護者の育児疲れや療養時などの負担軽減を図るために利用を勧めており、利用件数にバラツキはありますが、提供体制については、利用希望者にすべて対応できています。

近年の児童養護施設の空き状況等を鑑み、里親への委託も検討していく必要があると考えられます。

### ・量の見込みと確保方策

現在の提供体制により、確保できる見込みです。今後も事業の周知に努めながら実施します。

|           | 単位 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-----------|----|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み    | 人日 | 47    | 43    | 42    | 40     | 40     |
| ②確保方策     | 人日 | 47    | 43    | 42    | 40     | 40     |
|           | か所 | 6     | 6     | 6     | 6      | 6      |
| ③過不足（②－①） | 人日 | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      |

## (7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

### ・現状

大口子育て支援センタールピナスで事業を実施しています。

会員間でのサポートが活動の中心になっているため、第2期計画中は新型コロナウイルス感染症の影響で利用控えが発生する結果になり、利用実績は大きく減少しました。

1年間の育休後、保育所等を利用する家庭が多く、預かりのニーズも減少傾向にあります。会員の高齢化も進んでおり、預かりのニーズには対応できますが、運転への不安から送迎ニーズには対応が難しい面があります。

### ・量の見込みと確保方策

事業の更なる周知とセンター機能の強化に努め、量の見込みに対応できる提供体制の確保を図ります。

|           | 単位 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-----------|----|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み    | 人日 | 15    | 17    | 17    | 17     | 17     |
| ②確保方策     | 人日 | 15    | 17    | 17    | 17     | 17     |
|           | か所 | 1     | 1     | 1     | 1      | 1      |
| ③過不足（②－①） | 人日 | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      |

## (8) 一時預かり事業

### ① 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

幼稚園の在園児を対象に、幼稚園における通常の教育時間外に幼稚園内で園児を保育する事業です。

#### ・現状

対象は3～5歳です。

ニーズに対する提供体制は確保できています。

#### ・量の見込みと確保方策

現状で対応可能と考えられることから、この体制を維持し引き続き事業を行います。

|           | 単位 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-----------|----|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み    | 人日 | 247   | 223   | 198   | 184    | 174    |
| ②確保方策     | 人日 | 247   | 223   | 198   | 184    | 174    |
|           | か所 | 1     | 1     | 1     | 1      | 1      |
| ③過不足（②－①） | 人日 | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      |

※自主事業も量の見込み及び確保方策に計上

### ② 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）以外

家庭での保育が一時的に困難となった乳幼児を、保育所等で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

子育て負担を軽減する目的（レスパイト利用など）での利用が可能となりました。

#### ・現状

対象は0～5歳です。

ニーズに対する提供体制は確保できています。

#### ・量の見込みと確保方策

現状で対応可能と考えられることから、この体制を維持し引き続き事業を行います。

|           | 単位 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-----------|----|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み    | 人日 | 152   | 137   | 121   | 113    | 106    |
| ②確保方策     | 人日 | 152   | 137   | 121   | 113    | 106    |
|           | か所 | 13    | 13    | 13    | 13     | 13     |
| ③過不足（②－①） | 人日 | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      |

※自主事業も量の見込み及び確保方策に計上

## (9) 延長保育事業

保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所等で引き続き保育を実施する事業です。

### ・現状

対象は0～5歳です。

保護者の就労形態の多様化・通勤時間の増加等に伴い、保育ニーズは増加の傾向にあり、提供体制としては、確保できている状況です。

### ・量の見込みと確保方策

現状で対応可能と考えられることから、この体制を維持し引き続き事業を行います。

|            | 単位 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|------------|----|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み     | 人  | 137   | 139   | 139   | 139    | 139    |
| ②確保方策      | 人  | 137   | 139   | 139   | 139    | 139    |
|            | か所 | 11    | 11    | 11    | 11     | 11     |
| ③過不足 (②－①) | 人  | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      |

※自主事業も量の見込み及び確保方策に計上

## (10) 病児保育事業

病児・病後児保育事業は、病気にかかっている児童や病気から回復しつつある児童を医療機関や保育所等に付設された専用スペースなどで一時的に預かる事業です。

### ・現状

令和7年1月から再開予定です。病気の回復前または回復中により、集団保育が困難な児童を一時的に預かる保育を実施することで、保護者の子育てと就労の両立を支援しており、提供体制は確保できると考えています。

### ・量の見込みと確保方策

提供体制を維持し、事業の周知を図ります。

|            | 単位 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|------------|----|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み     | 人日 | 70    | 70    | 70    | 70     | 70     |
| ②確保方策      | 人日 | 70    | 70    | 70    | 70     | 70     |
|            | か所 | 1     | 1     | 1     | 1      | 1      |
| ③過不足 (②－①) | 人日 | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      |

## (11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室や児童館等において適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

### ① 放課後児童クラブ

#### ・現状

13 か所で実施しています。

現在の提供体制で供給量は確保できていますが、児童数の減少とは反対に利用者は増加傾向にあります。

#### ・量の見込みと確保方策

共働き世帯の増加などにより、利用者の増加が予想されますが、現行の実施状況で対応できる見込みです。放課後児童クラブの運営基準の順守はもとより、支援中の事故等が無いように努めます。

|           |     | 単位 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-----------|-----|----|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み    | 1年生 | 人  | 115   | 115   | 115   | 115    | 115    |
|           | 2年生 |    | 100   | 101   | 101   | 101    | 101    |
|           | 3年生 |    | 85    | 85    | 85    | 85     | 85     |
|           | 4年生 |    | 64    | 64    | 64    | 64     | 64     |
|           | 5年生 |    | 55    | 55    | 55    | 55     | 55     |
|           | 6年生 |    | 31    | 31    | 31    | 31     | 31     |
|           | 合計  |    | 450   | 451   | 451   | 451    | 451    |
| ②確保方策     |     | 人日 | 525   | 525   | 525   | 525    | 525    |
|           |     | か所 | 13    | 14    | 14    | 14     | 14     |
| ③過不足（②－①） |     | 人日 | 75    | 74    | 74    | 74     | 74     |

### ② 放課後子ども教室の実施計画

#### ・関係課等：学校教育課・社会教育課

本市では、ニーズは少ないと考えられることから、第2期計画に引き続き、第3期計画における放課後子ども教室の実施は予定しないものとします。

### ③ 放課後児童クラブの学校施設等の活用に関する具体的な方策

・関係課等：こども課・教育総務課・学校教育課・社会教育課

現在4か所の放課後児童クラブについては、小学校施設を利用しており、うち3か所が余裕教室を利用しています。また、5か所の放課後児童クラブは社会教育施設を利用しており、多くが学校敷地内ということでより安全な利用が可能となっています。学校施設、特に体育館の利用については、放課後児童クラブをはじめ、地域のスポーツ団体やコミュニティに利用されています。

余裕教室の活用については、各小学校の学級数は減少しているものの、特別支援学級数が増加しており、余裕教室は少ない状況です。

今後は、必要に応じて、余裕教室の利用について学校関係者との協議等をすすめていきます。

### ④ 特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策

特別な配慮が必要な児童が安心して利用できるよう、「放課後児童クラブ障害児受入促進事業」や「障害児受入推進事業」を活用し、特別な配慮が必要なこどもに対応できる体制の構築を図ります。また、大口地区の児童クラブの利用人数が多く、利用をためらうこどもがいるため、1か所事業所を増やして分散することでより利用しやすい児童クラブとする計画です。

放課後児童クラブと放課後等デイサービスを並行利用するなど、支援を必要とする児童は年々増加しています。どちらにも安心して通えるように、保護者の同意を得て児童の状況や支援方法など必要なことについて話し合いを行うなど、連携を図っていきます。

### ⑤ 地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組

現在、ニーズに応じてすべての放課後児童クラブで月曜日から土曜日まで年間250日以上開所し、平日は4時間、学校が休みの土曜日は2か所が11時間、10か所が10時間、1か所が9時間開所できる体制を確保しています。

開所時間の延長については、各放課後児童クラブが柔軟に対応し、保護者の就労を支援しています。日曜・祝日の利用を希望する声は少ないですが、問合せ等に対してはファミリーサポートセンター事業を案内しています。

今後もニーズの把握を行いつつ、必要に応じて、開所時間の延長等の検討を行います。

### ⑥ 子どもの健全な育成を図る場としての放課後児童クラブの役割を更に向上させていくための方策

・関係課等：学校教育課

放課後児童クラブは、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校児童を放課後に単に預かるという役割だけでなく、こどもたちの健全な育成を図る役割を担っています。

今後も、国、県等が実施する様々な研修に関する情報を提供し、職員の研修参加の促進等により、放課後児童クラブの役割の更なる向上を図ります。

また、こどもの生活の連続性を保障するために、学校との情報交換や情報共有は日常的、定期的に行い、連携に努めます。

⑦ 各放課後児童クラブにおける育成支援の内容について、利用者や地域住民への周知を推進させるための方策

各放課後児童クラブがこどもたちの健全な育成を図る場としての役割を果たすことができるよう、利用者や地域住民に対する育成支援の内容の周知、市民全体に対する放課後児童クラブに関する周知・啓発に努めます。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具等の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

・現状

利用実績はありませんが、必要に応じて対応していきます。

・今後の方針

国の基準に応じ助成を実施していきます。

(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

新規参入事業者に対する相談・助言等巡回支援や、私学助成（幼稚園特別支援教育経費）や障がい児保育事業の対象とならない特別な支援が必要なこどもを認定こども園で受け入れるための職員の加配を促進するための事業です。

① 特別支援

・現状

実施していませんが、私立認定こども園のみならず、健康面や発達面において特別な支援が必要なこどもを受け入れる保育園、認定こども園における職員の加配に対して補助金を交付する「伊佐市すこやか保育事業」を実施しています。

・今後の方針

特別な支援が必要なこどもに対する支援としては、これまでどおり、「伊佐市すこやか保育事業」において対応します。

② 巡回支援

・現状

本市の教育・保育の量の見込みに対する確保方策は、市内既存施設による対応で十分であるため、新規参入事業者を見込んでいません。

・今後の方針

新規参入事業者に対する巡回支援の検討・実施は行いません。

## 新規事業（14）～（19）について

（14）～（16）については、令和4年児童福祉法改正により、地域子ども・子育て支援事業として新たに創設され、令和6年4月1日から施行されています。

また、（17）～（19）については、令和6年子ども・子育て支援法改正により、地域子ども・子育て支援事業として、新たに創設され、令和7年4月から施行されます。

この新規事業は、地域子ども・子育て支援事業に位置づけられることから、第3期市町村子ども・子育て支援事業計画において、「量の見込み」や「確保方策」等を策定します。

### （14） 子育て世帯訪問支援事業（訪問による生活の支援）

訪問支援員が要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等、支援を要するヤングケアラーを訪問し、子育てに関する情報の提供、家事・養育に関する援助等を行う事業です。

#### ・今後の方針

他の訪問及び相談事業、また、学校からの情報を参考に支援を必要とする家庭や児童の早期の把握に努め、提供体制の計画的な整備を進めます。

| 年度          | 単位 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-------------|----|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み（延べ人数） | 人日 | 359   | 344   | 280   | 268    | 257    |
| 確保方策（延べ人数）  | 人日 | 359   | 344   | 280   | 268    | 257    |

### （15） 児童育成支援拠点事業（学校や家以外の子どもの居場所支援）

養育環境等の課題（虐待リスクが高い、不登校等）を抱える主に学齢期の児童を対象とし、児童の居場所となる拠点を開設し、児童の生活の場を整え、児童や保護者への相談支援等を行う事業です。令和7年度から令和9年度は「子ども第三の居場所」として運営し、その後、児童育成支援拠点事業へ移行します。

#### ・今後の方針

本事業の利用が望ましい児童については、教育委員会・学校等の関係部局と連携し、スクールソーシャルワーカーや教員等からの情報を参考に早期の把握に努めます。

| 年度    | 単位 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-------|----|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み | 人  | 20    | 20    | 20    | 20     | 20     |
| 確保方策  | 人  | 20    | 20    | 20    | 20     | 20     |



## （１６）親子関係形成支援事業（親子関係の構築に向けた支援）

要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象とし、親子間の適切な関係性の構築を目的とし、こどもの発達状況等に応じた支援を行う事業です。

### ・今後の方針

本市では、令和５年度から医療機関に委託してペアレントトレーニングを実施しています。

乳幼児期の支援としては、子育て支援センターでＢＰ（親子の絆づくりプログラム“赤ちゃんがきた！”）やＮＰ（Nobody's Perfect）プログラムを実施し、親子の絆づくりやそれぞれにあった子育ての仕方などの学びの機会をつくります。

| 年度    | 単位 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-------|----|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み | 人  | 16    | 16    | 16    | 16     | 16     |
| 確保方策  | 人  | 16    | 16    | 16    | 16     | 16     |

## （１７）妊婦等包括相談支援事業

妊婦・その配偶者等に対して、面談、その他の措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。

### 【確保方策の考え方】

子育て支援センターで実施します。

事業は、令和４年度より出産・子育て応援交付金の伴走型相談支援として、既に本市においても実施している事業を制度化したものであることから、面談回数については、国の基準による３回を基本として設定します。

| 年度    | 単位     | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-------|--------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み | 妊娠届出数  | 件     | 110   | 110   | 100    | 100    |
|       | 面談回数/組 | 回     | 3     | 3     | 3      | 3      |
|       | 面談合計回数 | 回     | 330   | 330   | 300    | 300    |
| 確保方策  | か所     | 2     | 2     | 2     | 2      | 2      |

## （１８） 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

親が就労していなくてもこどもを保育所等に預けることができる新たな制度です。

保育所等において、保育所等に入所していない０歳６か月から３歳未満のこどもに、適切な遊びや生活の場を与えるとともに、こどもとその保護者の心身の状況や養育環境を把握するための面談、子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

### 【確保方策の考え方】

本市では、令和８年度より実施予定で計画しています。

| 年度  |       | 単位 | 令和７年度 | 令和８年度 | 令和９年度 | 令和１０年度 | 令和１１年度 |
|-----|-------|----|-------|-------|-------|--------|--------|
| ０歳児 | 量の見込み | 人日 | －     | ２     | ２     | ２      | ２      |
|     | 確保方策  | 人日 | －     | ２     | ２     | ２      | ２      |
| １歳児 | 量の見込み | 人日 | －     | ２     | ２     | ２      | ２      |
|     | 確保方策  | 人日 | －     | ２     | ２     | ２      | ２      |
| ２歳児 | 量の見込み | 人日 | －     | ２     | ２     | ２      | ２      |
|     | 確保方策  | 人日 | －     | ２     | ２     | ２      | ２      |

## （１９） 産後ケア事業

退院後の母子に対して、心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する事業です。

### 【確保方策の考え方】

産後ケアを必要とする産婦及び乳児に対して心身のケアや育児のサポート等、きめ細かい支援を実施します。支援を必要とする全ての方が利用できるようにするために、計画的に提供体制に努めます。

| 年度    | 単位 | 令和７年度 | 令和８年度 | 令和９年度 | 令和１０年度 | 令和１１年度 |
|-------|----|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み | 人日 | ３８    | ４６    | ５４    | ５４     | ５４     |
| 確保方策  | 人日 | ３８    | ４６    | ５４    | ５４     | ５４     |

## 5 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保内容

---

子ども・子育て支援法の趣旨は、全てのこどもが健やかに成長するよう支援するものであり、その支援は良質かつ適切なものでなければならないとされています。幼児期の教育・保育を担う保育園、認定こども園及び幼稚園の役割が極めて重要となります。

幼児期の教育・保育の目的が達成されるよう「保育所保育指針」及び「幼保連携認定こども園教育・保育要領」並びに「幼稚園教育要領」は、互いに教育・保育の内容の整合が図られています。

国の基本指針では、乳幼児の教育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであるとされています。乳児期から小学校就学前までの一貫した教育・保育や発達の連続性を考慮するとともに、小学校への円滑な接続を図っていくことが重要であることから、遊びや教育を通じて、全てのこどもが楽しく質の高い学びを受けることができるよう、「いさ型架け橋カリキュラム」の実践等をとおして、幼保こ小の関係者と連携し取組の推進を図ります。また保育園、認定こども園、幼稚園などの施設形態の違いを踏まえた上で、多様な保護者のニーズに基づき、必要な情報提供、関係機関との連絡調整を適切に行うことで、子育て支援事業と相まった幼児期の教育・保育の一体的提供を推進します。

発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援を提供するためには、保育教諭や保育士等の専門性や経験が極めて重要であり研修等によりその専門性の向上を図ることが必要です。全てのこどもの健やかな育ちを保障していくために、研修等の充実を図ります。

## 6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保内容

---

国の幼児教育・保育の無償化に伴い、令和元年10月から新設された「子育てのための施設等利用給付」の実施に当たっては、保護者の経済的負担軽減や利便性等を勘案し、公正かつ適正な給付を行います。令和6年10月現在、本市においては対象施設による確認申請及び対象者はいませんが、随時給付できるように対応していきます。

また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、その後の運営状況の把握等について、認可権限や指導監督権限を持つ鹿児島県による立入調査に同行するなど、県と連携しながら、特定子ども・子育て支援施設等の情報の共有及び公表を行い、保育の質の向上が図られるよう働きかけを行います。

## 7 その他項目

### (1) 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設の円滑な利用の確保

現在、0歳児のこどもの保護者が、自分が良いと思う保育所等への入所時期を考慮して育児休業の取得をためらったり、取得中の育児休業を途中で切り上げたりする状況があるとされていることを踏まえ、育児休業満了時（原則、職場に復帰するケースが多い、こどもが1歳到達時）からの特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の利用を希望する保護者が、育児休業満了時から利用できるような環境を整備することが重要です。

本市では、産前・産後の休業及び育児休業後に、職場への復帰が希望に応じて円滑に行われるよう提供体制の確保に努めていきます。

また、母子健康手帳の交付や乳幼児健診の受診、訪問指導活動等、保護者と接するあらゆる機会を活用した保護者に対する情報提供・必要に応じた相談支援に努めます。

### (2) こどもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の展開

#### ① 児童虐待防止対策の充実

児童虐待防止の啓発に努めるとともに、児童虐待事案の解決に向け、要保護児童対策地域協議会の一層の充実、関係機関の役割の明確化・情報共有の強化等の関係機関の連携強化に努めます。また、こどもが虐待等の被害にあった際、一刻も早く救済され、立ち直ることができるよう、被害を受けたこどもに対して、より迅速かつ適切な対応を行うことができる体制の充実を図ります。

#### ◆ 伊佐市要保護児童対策地域協議会の設置

要保護児童問題等に対応するため、福祉・保健・医療・教育・司法等の関係機関が連携し、こどもや家族への援助の方法・対策を協議する体制の充実を図ります。

#### ◆ 家庭児童相談員の配置と児童相談の充実

保護者の悩みや不安を解消・軽減するため、保護者からの相談に対応し、事案に応じた適切な助言等を行う家庭児童相談員を配置し、児童相談の充実を図ります。

#### ◆ 教育相談員の充実

いじめ・不登校・家庭環境等により心の問題を抱えるこどもの相談に応じるため、スクールソーシャルワーカー及び教育相談員を計3名、配置しています。

現在の体制を維持しつつ、各学校との情報共有の強化を図ります。

#### ◆ スクールカウンセラーの配置

県の事業を活用し、いじめ・不登校等の問題への専門的な知見を持つスクールカウンセラーが小中学校を訪問し、こどもの心のケアに努めています。

今後も現在の事業を継続し、心のケアの充実に努めます。

## ② 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭におけるこどもの健全な育成及び生活の安定と自立の促進を図るため、相談体制づくりや助成制度の充実、制度の周知等を推進します。

### ◆ 相談体制の充実

関係機関の連携の下での相談体制が十分に整っていないため、民生委員・児童委員等による生活相談をはじめとする関係機関の連携の下での相談体制づくりを行い、ひとり親家庭の自立の促進に努めます。

### ◆ 経済的支援の充実

安心した日常生活を送ることができるよう、ひとり親家庭に対する児童扶養手当の支給を行っています。また、ひとり親家庭の親と子に対し、医療費を助成することにより経済的負担を軽減し、心身の健康の向上を図っています。

今後も安心した日常生活と自立が促進されるよう、児童扶養手当の支給や医療費の助成を行うとともに、広報誌や市内の医療機関を通じた制度の周知を図ります。

### ◆ ひとり親家庭の就業促進

これまで、ひとり親家庭の就業を促進するため、就労相談やひとり親家庭高等職業訓練促進給付金・自立支援給付金事業等を実施し、各方面からの支援を行えるような体制づくりに努めてきました。

相談体制が十分に整っていない、申請件数が少ないなどの状況もあるため、今後は、体制づくりや制度周知の強化を図ります。

### ◆ 養育費の確保支援

養育費確保や面会交流の実施のためには、まずは、養育費等の重要性に関する当事者の意識を高め、当事者間での取り決めに促すことが重要であることから、離婚届書の交付窓口において、離婚届書とあわせて養育費や面会交流の取り決め方法や相談窓口等が記載されたパンフレット等を交付するなど、離婚前の周知に取り組みます。

また、養育費についての相談があった場合や相談したい意向がある場合には、就業・自立支援センターや養育費相談センターの案内、養育費に関するリーフレットの配布等により必要な支援につながるよう努めます。

### ◆ 母子生活支援施設への入所の実施

自立が困難等の保護の必要が認められるひとり親家庭またはひとり親家庭に準じる家庭に対して、入所の承諾を行っています。

今後も入所希望者や施設との連携を密に取りながら、必要に応じたスムーズな入所手続きが行われるよう努めます。

### ③ 障害児施策の充実等

これまで、こどもとその保護者に接するあらゆる機会を通じて、子育て家庭の状況を把握するとともに、必要に応じた支援の提供により、支援が必要な家庭の早期気づき・早期支援に努めてきました。また、障がいがあるこども、あるいは発達が気になるこどもとその保護者に対しては、早期からの相談・療育・支援・在宅福祉サービスの提供体制の充実を図るとともに、専門家によるファミリーサポート体制（保健・医療・福祉・教育等の関係機関の有機的な連携）や相談機能の強化を図ってきました。

今後もこれまでの取組を継続して実施します。また、医療的ケア児（日常生活を営むために医療を要する状態にあるこども）に係る連携・協議の場において支援の在り方について検討するとともに、身近な地域で必要な支援を受けられるよう、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された専門員等の配置を推進するなど、すべてのこどもの育ちを支え、すべての保護者が安心して子育てができる地域づくりを推進します。

#### ◆ 乳幼児健診・相談の実施

乳幼児の発育・発達状況の把握、異常の早期気づきを図るため、乳幼児健診を行うとともに、育児に関する相談への対応、必要に応じた支援を行っています。

受診率は9割を超えているものの、未受診者も存在しているため、保健師や母子保健推進員、保育園、認定こども園、幼稚園による受診勧奨を行っています。

今後もこれまでの取組を継続して実施します。

#### ◆ 早期気づき・早期支援の充実

子ども発達支援センターを核に、療育が必要な乳幼児に対して早期に支援が実施できるよう、子育て支援センターや保育園、認定こども園、幼稚園、保健師、臨床心理士等の関係機関及び専門職の有機的な連携強化に努めています。

今後もこれまでの取組を継続して実施し、早期のこどもの育ちの支援、保護者の子育て支援に努めます。

#### ◆ 在宅福祉サービスの推進

在宅福祉サービスのひとつとして、在宅の重度心身障がい児の家族に代わって、訪問看護師が看護を行う「在宅重度心身障害児の家族支援事業」を実施しています。

今後も、障がいを持っていても住み慣れた地域で生活できるよう、また保護者もできる限り通常の生活ができるよう、在宅福祉サービスの推進に努めます。

#### ◆ 子育て支援センター事業の充実

妊娠期から乳幼児期までのこどもとその保護者が気軽に利用でき、早期からの支援を行うことができる子育て支援センターを開設しています。こどもの遊び場や保護者の交流の場等として活用され、子育ての孤立化の防止にもつながっています。

今後も、研修への参加を積極的に行いながら、保護者からのニーズ等も踏まえ、事業を実施します。

#### ◆ 多様性を尊重する環境の整備

県が行う特別支援学校の分置を地域住民への啓発の機会とし、障がいの有無に関わらず、子どもが共に過ごし、成長できる地域づくりをすすめます。保育園、認定こども園、幼稚園、学校、児童クラブなど、地域の子どもたちの集まる様々な場において、合理的配慮の提供のもとで、多様な子どもを支援する環境整備が進むよう、講演会、研修会等を通じて関係者の理解・取組の促進や子ども同士の相互理解を促し、地域全体のインクルージョンの推進を図り、安心して生活できる地域づくりへつなげます。

### (3) 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

#### ① 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直しの推進

仕事と生活の調和を実現するためには男女が協働で育児を担っていく必要があります。

本市においては、伊佐市男女共同参画基本計画を策定し、広報いさを活用した情報発信や男女共同参画に関する研修の実施等の意識啓発に努めていますが、父親の育児休業取得率が大変低い状況にあるなど、男性の子育てへの参加意識は市全体を通して低い状況にあります。

今後は、これまでの固定的性別役割分担意識の解消に向けた啓発を図り、男女がともに子育てに取り組める環境の構築を推進します。

#### ◆ 男女平等意識の啓発

伊佐市男女共同参画基本計画に基づき、男女平等意識の啓発を推進します。

#### ◆ 男性の家事参加促進のための啓発

男女協働の家庭づくりを進めるため、固定的性別役割分担意識を解消し、男性が家事、育児、介護等に積極的に参加するよう啓発に努めます。

#### ② 仕事と子育ての両立のための基盤整備

仕事と子育てを両立するためには、社会全体の理解とともに、保育施設等の基盤整備が必要です。

現時点において、保育園・認定こども園・幼稚園・放課後児童クラブ等の受け皿が十分整備されていると考えられることから、今後は保育施設等の基盤の維持に努めます。

#### ◆ 保育等サービス及び放課後児童健全育成事業の充実

就学前児童を対象とした保育等サービスについては、市内 14 施設において提供しており、休日保育や延長保育等を実施することで、多様な子育てニーズに対応しています。

小学校児童を対象とした放課後児童健全育成事業については、市内 13 小学校区に 1 か所ずつ開設されています。

今後、保育等サービスについては、多様な環境に対応できるよう努め、放課後児童健全育成事業については、継続的に安定した経営ができるよう必要な支援を行います。

#### (4) こどもの貧困の解消に向けた対策に関し、各種法律や社会情勢を踏まえつつ、地域の状況に応じた施策の策定と実施

本市では、こどもの将来が生まれ育った環境によって左右され、貧困が世代を超えて連鎖することがないように、必要な環境整備と教育の機会均等を図り、こどもの貧困の解消に向けた対策に取り組んでいきます。

- ◆ 教育の支援
- ◆ 生活の安定に資するための支援
- ◆ 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援
- ◆ 経済的支援

## 8 こども未来戦略「加速化プラン」において実施する具体的な施策

---

子ども・子育て支援法等の一部改正（令和5年12月に閣議決定）による、こども未来戦略「加速化プラン」において実施する具体的な施策として、令和6年10月から段階的に子ども・子育て世帯への支援が強化・拡充されます。

### (1) ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化

#### ① 児童手当の抜本的拡充

全てのこどもの育ちを支える基礎的な経済支援としての位置付けの明確化を図ります。

#### ② 妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業の創設

妊婦のための支援給付を行うにあたっては、妊婦等包括相談支援事業等の支援を効果的に組み合わせて行うこととします。

### (2) 全ての子ども・子育て世帯を対象とする支援の拡充

教育・保育を提供する施設・事業者に経営情報等の継続的な見える化を推進します。

### (3) 共働き・共育での推進

両親ともに育児休業を取得した場合に支給する出生後休業支援給付及び育児期に時短勤務を行った場合に支給する育児時短就業給付や自営業・フリーランス等の育児期間中の経済的な給付に相当する支援措置として、国民年金第1号被保険者の育児期間に係る保険料の免除措置等、段階的な支援の整備を図ります。



## 第5章 推進体制

### 1 計画の周知

本計画の推進にあたっては、子育て家庭、子育てに係る事業者・関係団体をはじめ、多くの市民の理解と協力が必要であることから、その内容について、関係者や関係団体へ周知するとともに、ホームページ等の様々な媒体を活用して、広く市民に周知します。

### 2 関係機関等との連携・協働

こども・子育てに関わる施策は、福祉分野だけでなく、教育・保健・医療・商工等、多岐の分野にわたっています。

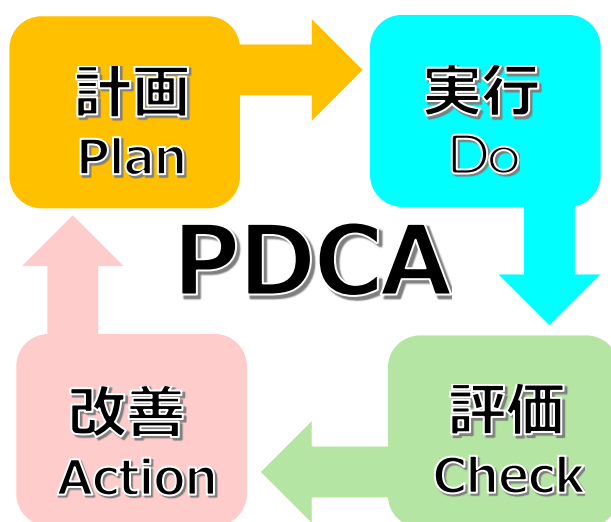
このため、施設関係者、民生委員・児童委員、関係機関等と連携を図りながら、協働に基づく子育て支援に努めます。

また、国や県とも連携して、施策の推進にあたります。

### 3 計画の進捗管理

本計画（Plan）に基づく施策を着実に展開（Do）するためには、計画の進捗状況を継続的に検証・評価（Check）し、その結果を踏まえて計画の改善（Act）を図っていく、いわゆる PDCA サイクルによる適切な進捗管理が重要です。

このため、「伊佐市子ども・子育て会議」の意見を求めながら、定期的に計画の進捗状況の検証・評価を行うこととし、適時、施策の見直しを行っていきます。



# 資料編

## 1 伊佐市子ども・子育て会議条例

○伊佐市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 9 月 26 日

条例第 27 号

改正 平成 25 年 12 月 19 日条例第 33 号

令和 5 年 3 月 6 日条例第 2 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。次条において「法」という。)第 72 条第 1 項の規定に基づき、伊佐市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(令 5 条例 2 ・一部改正)

(所掌事項)

第 2 条 子ども・子育て会議は、法第 72 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するとともに、本市の子ども・子育て支援施策に関し、市長が必要と認める事項について調査審議する。

(令 5 条例 2 ・一部改正)

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 20 人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 学識経験者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 子ども・子育て会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数以上の者が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、こども課において処理する。

(平 25 条例 33 ・ 一部改正)

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

(伊佐市報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 伊佐市報酬及び費用弁償に関する条例(平成 20 年伊佐市条例第 45 号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成 25 年 12 月 19 日条例第 33 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 5 年 3 月 6 日条例第 2 号)

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

## 2 伊佐市子ども・子育て会議委員名簿

|    | 氏名      | 所属                       | 役職       | 備考  |
|----|---------|--------------------------|----------|-----|
| 1  | 中條 幸大   | 認定こども園保護者                |          |     |
| 2  | 上園 真吾   | 認定こども園保護者                |          |     |
| 3  | 平出水 学   | 市PTA連絡協議会                | 会長       |     |
| 4  | 堀之内 順子  | 母子保健推進員                  |          |     |
| 5  | 茅原 真理子  | 市民生委員児童委員協議会             | 主任児童委員   |     |
| 6  | 村上 善成   | 市校長会（羽月小学校）              | 校長       | 副会長 |
| 7  | 堀ノ内 真理子 | 市子ども発達支援センター             | 園長       |     |
| 8  | 日置 冬樹   | 放課後デイサービス事業所（ほほえみ）       | 管理者      |     |
| 9  | 中村 大立   | 保育連合会（明徳寺森のこども園）（認定こども園） | 園長       |     |
| 10 | 宮崎 典子   | 大口幼稚園（認定こども園）            | 園長       |     |
| 11 | 河野 義勝   | 放課後児童クラブ                 | 放課後児童支援員 |     |
| 12 | 宮脇 美鈴   | 大口子育て支援センター              |          |     |
| 13 | 瓜生島 浩子  | 菱刈子育て支援センター              |          |     |
| 14 | 森元 裕樹   | 伊佐市                      | 副市長      | 会長  |
| 15 | 岡 信吾    | 市企画政策課                   | 課長       |     |
| 16 | 久木田 昌之  | 市学校教育課                   | 課長       |     |
| 17 | 中村 康雄   | 市社会教育課                   | 課長       |     |
| 18 | 南谷 沙智   | 市こども課                    | 保健師      |     |

※敬称略

# 第3期伊佐市子ども・子育て支援事業計画 令和7年3月

編集・発行 伊佐市 こども課

〒895-2511 鹿児島県伊佐市大口里1888番地

TEL (0995) 23-1311 (代表)

FAX (0995) 22-5035

